

# 資料編

## 1 法令関係



## 第1 文京区防災対策条例

〔平成18年3月9日  
条例第十三号〕

### 第一章 総則

#### (目的)

第一条 この条例は、防災対策における区民、事業者及び区の責務並びに協働することの意義を明らかにするとともに、災害の予防対策、応急対策及び復興対策に関する基本的な事項を定めることにより、防災対策を総合的かつ計画的に推進し、もって区民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

#### (定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 災害 地震、暴風、豪雨、洪水その他の異常な自然現象、大規模な火事又は爆発等により生ずる被害をいう。
- 二 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧・復興を図ることをいう。
- 三 区民 区の区域内（以下「区内」という。）に居住し、勤務し、又は在学する者をいう。
- 四 事業者 区内において事業活動を行うもの（学校を含む。第三十五条を除き、以下同じ。）をいう。
- 五 区民防災組織 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第五条第二項に規定する町会、自治会等を単位として自主的に組織するものをいう。
- 六 防災関係機関 警視庁、東京消防庁その他の防災対策を実施する東京都の関係機関（以下「都」という。）、法第二条第三号から第六号までに規定する指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関をいう。

#### (基本理念)

第三条 区民、事業者及び区は、自らの命は自らが守るという自助、地域での助け合いによって自分たちのまちは自分たちで守るという共助及び区民の安全を確保するという公助のそれぞれの役割を果たし、並びに「文の京」自治基本条例（平成十六年十二月文京区条例第三十二号）の協働・協治の考え方にに基づき、防災対策の充実及び実践に努め、もって災害に強いまちづくりを推進していくことを基本としなければならない。

#### (区の責務)

第四条 区は、災害から区民の生命、身体及び財産を保護し、その安全を確保するとともに、被災後の区民生活の再建及び都市の復興を図るため、区の組織及び機能を挙げて最大の努力を払わなければならない。

- 2 区は、平常時から国、都及び他の地方公共団体との連絡調整を行うとともに、区民、事業者、ボランティア、防災関係機関等との連携及び協力に努めなければならない。

#### (地域防災計画の実施)

第五条 区は、法第四十二条第一項の規定により作成する文京区地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に基づき、防災対策を適確かつ円滑に実施するものとする。

#### (区の職員の責務)

第六条 区の職員は、災害時に迅速な応急活動等が実施できるよう、あらかじめ防災に関する知識及び技能の習得に努めなければならない。

## 資料編

### 1 法令関係

#### (区民の責務)

第七条 区民は、自ら災害時の危険を除去し、災害に備える手段を講ずるよう努めなければならない。

- 2 区民は、三日分の飲料水及び食糧並びに生活必需品の備蓄に努めなければならない。
- 3 区民は、防災訓練、防災に関する研修その他の防災対策に関する事業（以下「防災対策事業」という。）に自発的に参加し、及び協力して、災害時の行動力の向上に努めなければならない。
- 4 区民は、災害時に自己及び家族の安全の確保に努めるとともに、相互に協力し、その地域の区民の安全の確保に努めなければならない。

#### (事業者の責務)

第八条 事業者は、その社会的責任を自覚し、従業員、事業所に来所する者及び事業所の周辺地域における区民の安全の確保のため、災害時の危険を除去し、災害に備える手段を講ずるよう努めなければならない。

- 2 事業者は、防災対策事業に協力するとともに、自ら防災訓練等を実施し、防災対策の充実に努めなければならない。
- 3 事業者は、平常時から従業員に防災に関する知識及び技能を習得させるよう努めなければならない。
- 4 事業者は、災害時に区民に対して防災対策に関する活動を行うとともに、区民との連携及び協力をするよう努めなければならない。

## 第二章 防災に関する組織

#### (区民防災組織)

第九条 区民は、区民防災組織を結成する。

#### (防災会議)

第十条 法第十六条第一項の規定により設置する文京区防災会議は、第三条に規定する基本理念を反映させて地域防災計画の作成又は修正を行うものとする。

#### (災害対策本部)

第十一条 法第二十三条の二第一項の規定により設置する文京区災害対策本部は、前条の地域防災計画の定めるところにより区内に係る災害の予防対策及び応急対策を実施するものとする。

## 第三章 区民、事業者、区等の協働

#### (協働の推進)

第十二条 区は、防災対策を推進するに当たって、区民、事業者等と協働するものとする。

#### (区民防災組織の活動)

第十三条 区民防災組織は、自分たちのまちは自分たちで守るという地域の連帯意識に基づき、次に掲げる事項を行うものとする。

- 一 初期消火活動、救助活動及び救護活動のために必要な資器材を備え付けること。
- 二 定期的に訓練を行い、初期消火活動、救助活動及び救護活動に関する技能を習得し、並びに当該技能の向上に努めること。
- 三 災害時に区、防災関係機関及び事業者と協働し、初期消火活動、救助活動、救護活動、避難誘導活動等を行うこと。
- 四 災害時に区、防災関係機関等と協働し、避難所を運営すること。
- 五 区、防災関係機関等と協働し、被災後の地域の防犯に努めること。

#### (区民防災組織の育成)

第十四条 区は、活動経費の助成、防災に関する研修の実施、防災意識の啓発その他の支援

により、区民防災組織の育成に努めなければならない。

- 2 区は、平常時から区民防災組織の活動の促進を図るため、防災リーダー（区民防災組織の活動において中心的な役割を担う者をいう。）の育成に努めなければならない。（ネットワークづくり）

第十五条 区は、区民防災組織、消防団その他災害時に支援活動を行う団体が協働して効果的に活動を行えるよう、平常時からネットワークづくりの促進に努めなければならない。（ボランティア活動）

第十六条 区民は、災害時にボランティア活動に参加するよう努めなければならない。

- 2 区は、ボランティアと協働して行う被災者に対する支援活動が円滑に実施できるよう、あらかじめ活動の拠点の提供その他の体制の確立に努めなければならない。
- 3 区は、平常時に防災関係機関と連携を図り、ボランティア活動の啓発及びボランティアの育成に努めなければならない。

（要配慮者・避難行動要支援者対策）

第十七条 区民は、近隣に居住し、災害時に迅速かつ適切な行動をとることが困難である、又は必要な情報を得ることができない高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）の状況の把握及び救出に努めなければならない。

- 2 区は、防災対策を実施するときは、要配慮者の安全に配慮するよう努めなければならない。
- 3 区は、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めなければならない。
- 4 区は、区民、区民防災組織及び事業者と協働し、避難行動要支援者の状況をあらかじめ把握するとともに、災害時の支援及び情報提供の体制を確立するよう努めなければならない。

#### 第四章 予防対策

（都市基盤の整備）

第十八条 区民及び事業者は、安全な地域の整備に努めなければならない。

- 2 区は、道路、河川、公園等の都市基盤の整備に関し防災関係機関と連携し、地球環境の変化を視野に入れた総合的な施策を推進するものとする。

（民間建築物等の安全の確保）

第十九条 区民及び事業者は、その管理する建築物その他の工作物の安全を確認するとともに、耐震性及び耐火性の確保並びに窓ガラス等の落下防止に努めなければならない。

- 2 区は、前項の目的を達成するため、調査又は適切な助言若しくは指導に努めなければならない。

（公共施設等の安全の確保）

第二十条 区は、その管理する公共施設の耐震性及び耐火性を確保し、その安全を図るものとする。

（風水害対策）

第二十一条 区民及び事業者は、その管理する建築物その他の工作物の暴風、豪雨、洪水等による風水害に対する備えに努めなければならない。

- 2 区は、都と連携を図り、総合的な治水対策を実施するものとする。
- 3 区は、風水害が発生したときは、都と連携を図り、区民及び事業者にその情報を提供するものとする。

（鉄道、道路等の安全の確保）

第二十二条 鉄道事業を営業者は、施設の耐震性及び耐火性を確保するとともに、利用者への情報提供、安全な避難誘導等の体制の確立に努めなければならない。

## 資料編

### 1 法令関係

2 区民は、災害時の避難路を確保し、及び消防活動を促進するため、道路上に自転車を放置し、又はみだりに自動車を駐車しないよう努めなければならない。

3 道路を管理する者は、災害時の避難路及び延焼防止機能の確保並びに消防活動の促進のため、歩車道の分離・拡幅、細街路の整備等に努めなければならない。

(電気、都市ガス、水道施設等の安全の確保)

第二十三条 電気、都市ガス、上下水道、通信その他防災対策上重要な施設（以下「ライフライン」という。）の管理者は、当該施設の安全の確保に努めなければならない。

2 区民及び事業者は、ライフラインの供給停止時及び供給再開時の安全点検に努めなければならない。

(がけ・擁壁、ブロック塀等の安全の確保)

第二十四条 区民及び事業者は、その管理する土地に係るがけ・擁壁、ブロック塀、自動販売機等の安全の確保に努めなければならない。

2 区は、前項の目的を達成するため、調査又は適切な助言若しくは指導に努めなければならない。

(家具の転倒・落下防止等)

第二十五条 区民及び事業者は、家具の転倒・落下及び窓ガラスの飛散の防止に努めなければならない。

(火災の防止等)

第二十六条 区民及び事業者は、火災の発生を防止するとともに、出火に備えて住宅用火災警報器、消火器等を設置し、出火に際しては初期消火に努めなければならない。

2 事業者は、自主的な防災組織の設置に努めなければならない。

3 区は、災害時の初期消火及び火災の延焼防止のため、都と連携を図り、消火器、消防水利の設置等の必要な施策を推進するものとする。

(消防団への支援)

第二十七条 区は、消防団が行う消防活動、救助活動、救護活動、訓練等の活動を支援するとともに、消防団員の確保について協力するものとする。

(知識の普及及び情報の提供)

第二十八条 区民は、平常時から防災に関する知識及び情報を収集することにより、防災知識の向上及び防災意識の高揚に努めなければならない。

2 区は、平常時から防災に関する知識の普及及び情報の提供を積極的に推進し、区民の防災知識の向上及び防災意識の高揚に努めなければならない。

(防災教育の推進)

第二十九条 区は、平常時から学校教育及び生涯学習を通じて防災教育の充実に努めるとともに、区民防災組織、事業所、消防団等が行う防災教育に対し支援を行うよう努めなければならない。

(防災訓練の実施)

第三十条 区民及び事業者は、防災訓練に自主的かつ継続的に参加し、災害時の行動力を向上させるよう努めなければならない。

2 区は、区民防災組織、防災関係機関等と連携を図り、防災訓練を積極的に実施するものとする。

3 前項の防災訓練に参加した者が当該防災訓練により死亡し、又は負傷したときは、区は補償を行うものとする。

### 第五章 応急対策

(応急体制の確立)

第三十一条 区は、災害時の避難及び救援を円滑に行うため、医療救護体制その他の必要な体制を確立し、防災に関する施設及び設備を整備し、並びに必要な物資及び資器材を備蓄するものとする。

(情報連絡体制の確立)

第三十二条 区は、あらかじめ災害に関する情報の収集及び連絡の体制を確立し、並びに災害時に適確な情報を迅速に区民に周知する方法を整備するものとする。

2 区は、要配慮者に対する情報提供に努めなければならない。

(活動の拠点)

第三十三条 避難所は、区立の小学校及び中学校その他の公共施設等に設置し、災害時における地域の避難及び救援の活動の拠点とする。

2 区は、あらかじめ前項に規定する施設の安全の確保、人員の確保、食糧及び生活必需品の備蓄、飲料水の確保等を行うものとする。

3 区民防災組織及び区は、災害時に避難及び救援活動並びに避難所の運営が円滑に行われるよう必要な体制の確立に努めなければならない。

4 区は、災害時に速やかに避難所に医療救護所を設置し、医療機関及び防災関係機関と協力して傷病者への医療措置等を行うものとする。

(避難誘導)

第三十四条 区は、都と連携を図り、災害時に区民が避難所及び東京都震災対策条例（平成十二年東京都条例第二百二号）第四十七条第一項に規定する避難場所に安全に避難するため、必要な避難路の確保に努めなければならない。

2 区は、あらかじめ避難誘導の方法を確立し、周知するものとする。

3 区民及び事業者は、あらかじめ避難所及び避難場所の位置、避難の経路、避難の方法並びに家族との連絡手段の確認をするよう努めなければならない。

4 区民防災組織は、災害時に避難誘導に努めなければならない。

(帰宅困難者対策)

第三十五条 事業所、学校等に通勤し、通学し、又は買物その他の理由により来店し、若しくは来所する者等で徒歩により容易に帰宅することが困難なもの（以下「帰宅困難者」という。）は、一斉に帰宅の行動をとらないように努めなければならない。

2 帰宅困難者は、災害時において安全に帰宅するため、あらかじめ徒歩による帰宅経路の確認、家族との連絡手段の確保その他の準備を行うよう努めなければならない。

3 事業者、学校等は、あらかじめ従業員又は教職員、児童・生徒等を一定期間収容できる体制の整備に努めなければならない。

4 事業者、学校等は、従業員又は教職員、児童・生徒等のため、食糧及び生活必需品の備蓄並びに飲料水の確保に努めなければならない。

5 区は、あらかじめ他の地方公共団体、事業者及び区内に存する大学等教育機関と連携を図り、協力して帰宅困難者の円滑な帰宅を確保する対策を実施するよう努めなければならない。

6 区は、災害時に他の地方公共団体及び事業者と連携を図り、帰宅困難者に対して適切な情報提供を行うよう努めなければならない。

7 区、事業者、学校等は、災害時に事業所、学校等に留まった帰宅困難者が地域の救助活動の担い手として活動できるよう努めなければならない。

(防災に係る協定)

第三十六条 区は、災害時に他の地方公共団体、公共的団体及び事業者に対し協力の要請を迅速かつ円滑に行えるよう、あらかじめ防災に係る協定を締結するものとする。

## 資料編

### 1 法令関係

(他の地方公共団体への支援)

第三十七条 区は、前条の協定の有無にかかわらず、大規模な災害が発生した地方公共団体に対し、応急対策等に関する支援を行うことができる。

#### 第六章 復興対策

(復興対策)

第三十八条 区民及び事業者は、災害が発生したときは、相互に協力して速やかに被災地の復興及び区民生活の再建に努めなければならない。

2 区は、災害が発生したときは、国、防災関係機関等と連携し、総力を挙げて被災地の復興及び区民生活の再建を図らなければならない。

(復興体制の確立等)

第三十九条 区は、被災地の復興及び区民生活の再建を円滑に行うため、あらかじめ復興体制を確立するとともに、復興の計画を策定するものとする。

2 前項に規定する復興体制の確立は、文京区震災復興本部の設置に関する条例（平成十八年三月文京区条例第二号）第二条の規定により設置する文京区震災復興本部によって行う。

付 則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

付 則（平成二四年一〇月二日条例第四一号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則

この条例は、平成二八年四月一日から施行する。



## 第2 文京区防災会議条例

昭和38年7月10日  
条例第10号

(目的)

第一条 この条例は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第十六条第六項の規定により、文京区防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第二条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 文京区地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- 二 区長の諮問に応じて区の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- 三 前号に規定する重要事項に関し、区長に意見を述べること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務（会長及び委員）

第三条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は、区長をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者のうちから、区長が任命し、又は委嘱する。
  - 一 副区長、教育長及び区の職員
  - 二 東京都の知事の部内の職員
  - 三 東京都の経営する企業の職員
  - 四 警視庁の警察官
  - 五 東京消防庁の消防吏員
  - 六 消防団長
  - 七 陸上自衛隊第一師団の隊員
  - 八 法第二条第四号に規定する指定地方行政機関の職員
  - 九 法第二条第五号に規定する指定公共機関又は同条第六号に規定する指定地方公共機関の役員又は職員
  - 十 法第五条第二項に規定する自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者
  - 十一 その他特に区長が必要があると認めた者
- 6 前項の委員の総数は、五十五人以内とする。

(専門委員)

第四条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、前条第五項に掲げる機関の役員又は職員及び学識経験のある者のうちから、区長が任命し、又は委嘱する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第五条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮つて定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 資料編

### 1 法令関係

付 則（昭和五一年三月三十一日条例第二一号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成八年一二月一〇日条例第三一号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成一二年三月二三日条例第一一号）

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

付 則（平成一四年一二月六日条例第三八号）

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

付 則（平成一九年三月一日条例第四号）

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

付 則（平成二四年一〇月二日条例第三九号）

この条例は、公布の日から施行する。

### 第3 文京区防災会議運営規程

(趣旨)

第一条 この規程は、文京区防災会議条例（昭和38年7月10日条例第10号）第5条の規定に基づき、文京区防災会議（以下「防災会議」という。）の議事、その他の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(招集)

第二条 会議は、必要に応じ会長が招集する。

2 委員は必要があると認めるときは、会議に付議すべき事項及び理由を付して会長に会議の招集を求めることができる。

3 会議を招集するときは、会議の日時、場所及び議題を定め、関係の委員に通知しなければならない。

4 前項の通知を受けた委員が事故のため出席できないときは、代理者を出席させることができる。

(議事手続)

第三条 会議の議事は、会長が主宰する。

2 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見をきくことができる。

(会議の記録)

第四条 会長は、議事録を作成しておかなければならない。

2 議事録には、次の事項を記録しなければならない。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 出席した委員の職名及び氏名
- 三 議事の件名及び概要並びに議決事項
- 四 その他必要と認める事項

(委 任)

第五条 会議は、その所掌に属する事務の一部を会長に委任することができる。

2 会長は、委任を受けた事務を処理したときは、会議に報告しなければならない。

(専門委員)

第六条 専門委員は、調査の結果を報告するため会議に出席することができる。

付 則

この規程は、昭和51年2月19日から施行する。

付 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

## 第4 文京区防災会議委員名簿

(平成31年3月現在)

No.	所 属	No.	所 属
1	文京区長	27	東京消防庁第五消防方面本部長
2	文京副区長	28	東京消防庁小石川消防署長
3	文京区教育委員会教育長	29	東京消防庁本郷消防署長
4	文京区企画政策部長	30	小石川消防団長
5	文京区総務部長	31	本郷消防団長
6	文京区危機管理室長	32	陸上自衛隊第一師団 第一普通科連隊第二中隊長
7	文京区区民部長	33	国土交通省関東地方整備局 東京国道事務所万世橋出張所長
8	文京区アカデミー推進部長	34	東日本電信電話株式会社 東京事業部東京東支店長
9	文京区福祉部長	35	東京電力パワーグリッド株式会社 大塚支社長
10	文京区子ども家庭部長	36	東京ガス株式会社東部支店長
11	文京区保健衛生部長	37	首都高速道路株式会社 東京西局総務・管理部長
12	文京区都市計画部長	38	東京地下鉄株式会社後樂園駅務管区長
13	文京区土木部長	39	文京区議会議長
14	文京区資源環境部長	40	文京区議会総務区民委員会委員長
15	文京区施設管理部長	41	文京区議会災害対策調査特別委員会委員長
16	文京区会計管理者	42	文京区町会連合会会長
17	文京区教育委員会教育推進部長	43	一般社団法人小石川医師会会長
18	東京都建設局第六建設事務所長	44	一般社団法人文京区医師会会長
19	東京都交通局上野御徒町駅務区長	45	一般社団法人 東京都文京区小石川歯科医師会会長
20	東京都水道局中央支所長	46	一般社団法人 東京都文京区歯科医師会会長
21	東京都下水道局北部下水道事務所長	47	一般社団法人文京区薬剤師会会長
22	警視庁第五方面本部長	48	日本郵便株式会社小石川郵便局長
23	警視庁富坂警察署長	49	日本郵便株式会社本郷郵便局長
24	警視庁大塚警察署長	50	日本女子大学家政学部教授
25	警視庁本富士警察署長	51	文京区民生委員児童委員協議会長
26	警視庁駒込警察署長	52	順天堂大学医学部附属順天堂医院

## 第5 文京区災害対策本部条例

昭和38年7月10日  
条例第11号

(目的)

第一条 この条例は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二十三条の二第八項の規定に基づき、文京区災害対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(本部の組織)

第二条 本部に本部長室及び部を置く。

2 部に部長をおく。

3 本部長室及び部に属すべき本部の職員は、規則で定める。

(職務)

第三条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌理する。

4 災害対策本部員は、本部長の命を受け、本部長室の事務に従事する。

5 その他の本部の職員は、部長の命を受け、部の事務に従事する。

(委任)

第四条 この条例に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成八年六月二六日条例第二四号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成一四年一二月六日条例第三八号）

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

付 則（平成二四年一〇月二日条例第四〇号）

この条例は、公布の日から施行する。

## 第6 文京区災害対策本部条例施行規則

昭和49年12月7日  
規則第36号

東京都文京区災害対策本部条例施行規則（昭和三十八年十一月文京区規則第十四号）の全部を次のように改正する。

（目的）

第一条 この規則は、文京区災害対策本部条例（昭和三十八年七月文京区条例第十一号。以下「条例」という。）第二条第三項及び第四条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（本部長室の所掌事務）

第二条 本部長室は、次に掲げる文京区災害対策本部（以下「本部」という。）の基本方針を審議し、及び策定する。

- 一 本部の非常配備態勢及び廃止に関すること。
- 二 水防その他の応急措置に関すること。
- 三 重要な災害情報の収集、伝達及び報告に関すること。
- 四 警報の伝達及び警告に関すること。
- 五 避難所の開設及び閉鎖に関すること。
- 六 避難の勧告又は指示に関すること。
- 七 教育委員会に対する災害予防又は応急対策の指示に関すること。
- 八 災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）の適用の要請に関すること。
- 九 警戒区域の設定の要請に関すること。
- 十 自衛隊に対する災害派遣の要請に関すること。
- 十一 東京都知事に対する応援等の要請に関すること。
- 十二 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号。以下「法」という。）の規定に基づく指定地方行政機関の長に対する職員の派遣の要請に関すること。
- 十三 被災者の救出に関すること。
- 十四 応急公用負担等に関すること。
- 十五 災害対策に要する経費の処理方法に関すること。
- 十六 部長会議の招集に関すること。
- 十七 前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること。

（本部長室の構成等）

第三条 本部長室は、災害対策本部長（以下「本部長」という。）、災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）及び災害対策本部員（以下「本部員」という。）をもつて構成する。

- 2 本部長は、法第二十三条の二第二項の規定により区長をもつて充てる。
- 3 副本部長は、副区長及び教育委員会教育長をもつて充て、条例第三条第二項の規定による本部長の職務を代理する場合の順位は、副区長、教育委員会教育長の順とする。
- 4 本部員は、次に掲げる職にある者をもつて充てる。
  - 一 文京区役所組織条例（昭和四十七年三月文京区条例第三号）第一条に規定する部の部長、担当部長及び危機管理室長、会計管理者、保健所長、監査事務局長、議会事務局長並びに文京区教育局処務規則（平成四年三月文京区教育委員会規則第三号）第二条に規定する部の部長
  - 二 企画政策部広報課長、総務部総務課長、総務部危機管理課長及び総務部防災課長

5 前項の規定にかかわらず、本部長は、必要があると認めたときは、区職員のうちから本部員を指名することができる。

(分掌事務)

第四条 本部に設置する部の名称及び分掌事務は、次に掲げる期間に応じて定める。

一 発災期 災害の発生の直後（以下「発生直後」という。）から三時間以内の期間をいう。

二 初動期 発生直後から三時間を超え、七十二時間以内の期間をいう。

三 中期 発生直後から七十二時間を超え、災害の発生した日（以下「発生日」という。）から起算して七日目までの期間をいう。

四 後期 発生日から起算して八日目以後の期間をいう。

2 本部に設置する部の名称及び分掌事務は、次のとおりとする。

一 発災期、初動期及び中期

ア 災对本部事務局

- (1) 本部の設置、庶務及び統括に関すること。
- (2) 災害情報の分析及び対策立案に関すること。
- (3) 本部の指示及び要請の発議に関すること。
- (4) 東京都災害対策本部及び関係機関との連絡に関すること。
- (5) 他の地方公共団体への要請業務及び支援職員の受入れに関すること。
- (6) 本部長室の庶務に関すること。
- (7) 各部との連絡及び調整に関すること。
- (8) その他本部長が特に必要があると認めたこと。

イ 災対情報部

- (1) 区の区域内（以下「区内」という。）の情報収集に関すること。
- (2) 災害情報の集約及び整理に関すること。
- (3) 防災行政無線の管理及び統制に関すること。
- (4) 本部の指示、要請及び情報の伝達に関すること。
- (5) 災害についての広報及び広聴に関すること。
- (6) 被災者の相談業務の連絡及び調整に関すること。
- (7) 報道機関への連絡に関すること。
- (8) 災害資料の収集及び記録に関すること。
- (9) 災害対策の予算に関すること。
- (10) 災害救助法の適用による財政措置に関すること。
- (11) 住民情報システムの被害調査及び復旧に関すること。
- (12) 区報臨時号の発行に関すること。

ウ 災対総務部

- (1) 職員の動員数の把握に関すること。
- (2) 職員の服務及び食糧に関すること。
- (3) シビックセンターの防災対策及び被害調査に関すること。
- (4) シビックセンターの復旧及び整備に関すること。
- (5) 現金及び物品の出納及び保管に関すること。
- (6) 区有施設の被害調査の統括に関すること。
- (7) 区議会に対する災害情報の連絡に関すること。
- (8) 文京区議会地震等災害対策本部に関すること。
- (9) 男女平等施設の災害対策及び被害調査に関すること。

## 資料編

### 1 法令関係

(10) 他の部に属さないこと。

#### エ 災対区民部

- (1) 地域活動センターの事業を行う地域における被害状況の把握、調査及び報告に関すること。
- (2) 地域活動センターの事業を行う地域における倒壊家屋等からの救出及び救護活動に関すること。
- (3) 帰宅困難者の誘導及び支援に関すること。
- (4) 災害時の一般ボランティアの受入れ及び総合調整に関すること。
- (5) 災害時の一般ボランティアの活動支援に関すること。
- (6) 救援物資及び食糧の受入れ、保管及び配分に関すること。
- (7) 食品及び生活用品の配付に関すること。
- (8) 各種民間団体等との連絡及び調整に関すること。
- (9) 住民登録の管理に関すること。
- (10) 被災工場の実態調査及び公害防除に関すること。
- (11) 被災地の環境整備に関すること。
- (12) ごみ、し尿等の処理に関すること。
- (13) 死体埋葬・火葬許可書の発行に関すること。
- (14) 区民部及びアカデミー推進部の所管施設の災害対策及び被害調査に関すること。

#### オ 避難所運営部

- (1) 避難所及び妊産婦・乳児救護所の開設及び運営管理に関すること。
- (2) 避難所及び妊産婦・乳児救護所の環境衛生に関すること。
- (3) 被災者の安否等の情報収集に関すること。
- (4) 避難者の誘導及び収容に関すること。
- (5) 児童施設の災害対策及び被害調査に関すること。
- (6) 学校教育施設の災害対策及び被害調査に関すること。
- (7) 区立図書館の災害対策及び被害調査に関すること。
- (8) 学校教育施設の再開準備に関すること。

#### カ 災対保育部

- (1) 保育所等の災害対策及び被害調査に関すること。
- (2) 園児等の避難に関すること。
- (3) 被災した園児等の救援に関すること。
- (4) 保育所等の再開準備に関すること。

#### キ 医療救護部

- (1) 医療、助産及び応急救護に関すること。
- (2) 東京都及び医療機関との連絡及び調整に関すること。
- (3) 医療施設の災害対策及び被害調査に関すること。
- (4) 医療ボランティアの受入れ、編成及び活動支援に関すること。
- (5) 医療資器材、医薬品等の調達、保管及び輸送に関すること。
- (6) 傷病者及び医療スタッフの搬送に関すること。
- (7) 被災者の健康管理に関すること。
- (8) 被災者の栄養管理指導に関すること。
- (9) 被災者のメンタルヘルスケアに関すること。
- (10) 被災者の医療相談に関すること。
- (11) 防疫及び衛生監視に関すること。



- (12) 食品等の衛生に関すること。
- (13) 飲み水の検査に関すること。
- (14) 避難所の衛生管理に関すること。
- (15) 保健衛生部の所管施設の災害対策及び被害調査に関すること。
- (16) 遺体の身元確認に関すること。

ク 災対福祉部

- (1) 高齢者及び心身障害者等の安全対策及び支援に関すること。
- (2) 福祉避難所の開設及び運営管理に関すること。
- (3) 被災者の実態調査に関すること。
- (4) 応急仮設住宅の設置に関すること。
- (5) 生活必需品等の支給に関すること。
- (6) 社会福祉団体との連絡に関すること。
- (7) 福祉部の所管施設の災害対策及び被害調査に関すること。
- (8) 遺体及び行方不明者の捜査及び収容に関すること。

ケ 災対建築部

- (1) 区有施設の被害判定及び応急修理に関すること。
- (2) 応急危険度判定に関すること。
- (3) 建築被害判定調査に関すること。
- (4) 応急仮設住宅の設置に関すること。
- (5) 建築ボランティアの受入れ、編成及び活動支援に関すること。
- (6) 崖及び擁壁の応急対策に関すること。

コ 災対土木部

- (1) 倒壊家屋等からの救出及び救護活動に関すること。
- (2) 水防に係る業務に関すること。
- (3) 緊急道路における障害物の除去及び応急の補修に関すること。
- (4) がれきの処理に関すること。
- (5) 道路、橋梁、公共溝渠等の災害対策及び被害調査に関すること。
- (6) 公園、児童遊園等の災害対策及び被害調査に関すること。
- (7) 飲料水の配送に関すること。
- (8) 備蓄物資、救援物資、食糧及び資材の輸送に関すること。
- (9) 車両及び物品の調達並びに作業員の雇上げに関すること。

サ 災対教育部

- (1) 学校教育施設における避難所の開設に当たつての連絡及び調整に関すること。
- (2) 学校及び幼稚園等との連絡及び調整に関すること。
- (3) 児童及び生徒の避難計画に関すること。
- (4) 東京都教育庁及び教育委員会委員との連絡及び調整に関すること。
- (5) 被災した児童及び生徒の救援並びに教育活動の再開に関すること。
- (6) 教育推進部の所管施設の災害対策及び被害調査に関すること。

二 後期

ア 災対本部事務局

- (1) 本部の庶務及び統括に関すること。
- (2) 災害情報の分析及び対策立案に関すること。
- (3) 本部の指示及び要請の発議に関すること。
- (4) 東京都災害対策本部及び関係機関との連絡に関すること。

## 資料編

### 1 法令関係

- (5) 他の地方公共団体への要請業務及び支援職員の受入れに関する事。
- (6) 本部長室の庶務に関する事。
- (7) 各部との連絡及び調整に関する事。
- (8) その他本部長が特に必要があると認めた事。

#### イ 災対情報部

- (1) 区内の情報収集に関する事。
- (2) 災害情報の集約及び整理に関する事。
- (3) 防災行政無線の管理及び統制に関する事。
- (4) 本部の指示、要請及び情報の伝達に関する事。
- (5) 災害についての広報及び広聴に関する事。
- (6) 被災者の相談業務の連絡及び調整に関する事。
- (7) 報道機関への連絡に関する事。
- (8) 災害資料の収集及び記録に関する事。
- (9) 災害対策の予算に関する事。
- (10) 災害救助法の適用による財政措置に関する事。
- (11) 住民情報システムの復旧に関する事。
- (12) 災害復旧及び復興計画の立案に関する事。
- (13) 区報臨時号の発行に関する事。

#### ウ 災対総務部

- (1) 職員の動員数の把握に関する事。
- (2) 職員の服務及び食糧に関する事。
- (3) シビックセンターの復旧及び整備に関する事。
- (4) 現金及び物品の出納及び保管に関する事。
- (5) 区有施設の被害調査の統括に関する事。
- (6) 区議会に対する災害情報の連絡に関する事。
- (7) 文京区議会地震等災害対策本部に関する事。
- (8) 男女平等施設の復旧及び整備に関する事。
- (9) 他の部に属さない事。

#### エ 災対区民部

- (1) 帰宅困難者の支援に関する事。
- (2) 災害時の一般ボランティアの受入れ及び総合調整に関する事。
- (3) 災害時の一般ボランティアの活動支援に関する事。
- (4) 救援物資及び食糧の受入れ、保管及び配分に関する事。
- (5) 食品及び生活用品の配付に関する事。
- (6) 商工業関係の融資に関する事。
- (7) 各種民間団体等との連絡及び調整に関する事。
- (8) 被災度判定調査に関する事。
- (9) 災証明書の発行に関する事。
- (10) 義援金品等の受領に関する事。
- (11) 災害見舞金の支給に関する事。
- (12) 融資等の支援対策に関する事。
- (13) 住民登録の管理に関する事。
- (14) 被災工場の実態調査及び公害防除に関する事。
- (15) 被災地の環境整備に関する事。

- (16) ごみ、し尿等の処理に関すること。
- (17) 死体埋葬・火葬許可書の発行に関すること。
- (18) 区民部及びアカデミー推進部の所管施設の復旧及び整備に関すること。

オ 避難所運営部

- (1) 避難所及び妊産婦・乳児救護所の運営管理に関すること。
- (2) 避難所及び妊産婦・乳児救護所の環境衛生に関すること。
- (3) 国民健康保険料の減免又は徴収猶予に関すること。
- (4) 国民年金保険料の免除に関すること。
- (5) 区税等の徴収猶予又は減額若しくは免除に関すること。
- (6) 児童施設の復旧及び整備に関すること。
- (7) 学校教育施設の復旧及び整備に関すること。
- (8) 区立図書館の復旧及び整備に関すること。
- (9) 学校教育施設の再開準備に関すること。
- (10) 被災した児童及び生徒への学用品等の支給に関すること。

カ 災対保育部

- (1) 文京区事業継続計画に基づく保育所の運営管理に関すること。
- (2) 保育所等の復旧及び整備に関すること。
- (3) 保育所等の再開準備に関すること。

キ 医療救護部

- (1) 医療、助産及び応急救護に関すること。
- (2) 東京都及び医療機関との連絡及び調整に関すること。
- (3) 医療ボランティアの受入れ、編成及び活動支援に関すること。
- (4) 医療資器材、医薬品等の調達、保管及び輸送に関すること。
- (5) 被災者の健康管理に関すること。
- (6) 被災者の栄養管理指導に関すること。
- (7) 被災者のメンタルヘルスケアに関すること。
- (8) 被災者の医療相談に関すること。
- (9) 防疫及び衛生監視に関すること。
- (10) 食品等の衛生に関すること。
- (11) 飲み水の検査に関すること。
- (12) 避難所の衛生管理に関すること。
- (13) 保健衛生部の所管施設の復旧及び整備に関すること。
- (14) 遺体の身元確認に関すること。

ク 災対福祉部

- (1) 高齢者及び心身障害者等の安全対策及び支援に関すること。
- (2) 福祉避難所の運営管理に関すること。
- (3) 被災者の実態調査に関すること。
- (4) 応急仮設住宅の運営管理に関すること。
- (5) 生活困窮者の保護に関すること。
- (6) 生活必需品等の支給に関すること。
- (7) 義援金品の配分に関すること。
- (8) 義援金の配付に関すること。
- (9) 災害弔慰金、災害障害見舞金及び災害救助金に関すること。
- (10) 社会福祉団体との連絡に関すること。

## 資料編

### 1 法令関係

- (11) 福祉部の所管施設の復旧及び整備に関すること。
- (12) 遺体及び行方不明者の捜査及び収容に関すること。

#### ケ 災対復旧部

- (1) 災害街区の復興計画に関すること。
- (2) 復興に伴う防災都市づくりに関すること。
- (3) 災害救助法の適用による住宅の応急修理の対象者の選定に関すること。
- (4) 応急仮設住宅の建設及び運営管理に関すること。
- (5) 応急危険度判定等のボランティアの活動支援に関すること。
- (6) 倒壊建物の解体及び処理に関すること。
- (7) 災害復旧工事に関すること。

#### コ 災対土木部

- (1) 障害物の除去に関すること。
- (2) がれきの処理に関すること。
- (3) 道路、橋梁、公共溝渠等の復旧計画に関すること。
- (4) 道路、橋梁、公共溝渠等の復旧及び整備に関すること。
- (5) 公園、児童遊園等の復旧及び整備に関すること。
- (6) 飲料水の配送に関すること。
- (7) 備蓄物資、救援物資、食糧及び資材の輸送に関すること。
- (8) 車両及び物品の調達並びに作業員の雇上げに関すること。

#### サ 災対教育部

- (1) 学校教育施設における避難所の運営管理に当たつての連絡及び調整に関すること。
- (2) 学校及び幼稚園等との連絡及び調整に関すること。
- (3) 東京都教育庁及び教育委員会委員との連絡及び調整に関すること。
- (4) 教育活動の再開に関すること。
- (5) 教育推進部の所管施設の復旧及び整備に関すること。
- (6) 文化財の災害対策及び被害調査に関すること。
- (7) 被災した児童及び生徒への教科書等の支給に関すること。

3 前項の規定にかかわらず、本部長は、必要があると認めるときは、部の分掌事務の一部を変更し、又は部に新たな事務を一時分掌させることができる。

4 部に部長補佐を置く。

5 部長及び部長補佐は別表に定める職にある者をもつて充て、部は同表に定める通常の行政組織をもつて充て、部に属すべきその他の職員は同表に定める部に属する通常の行政組織における部又は課（行政機関等を含む。）の所属職員のうちから、部長が定める。

6 前項の規定にかかわらず、本部長は、必要があると認めるときは、本部の職員の属すべき部を変更し、又は新たに部に属すべき職員を定めることができる。

7 部長に事故がある場合は、部長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

（部長会議）

第五条 本部長は、災害対策の推進を図るため、必要があると認めるときは、部長会議を招集することができる。

（職務権限）

第六条 本部の職員は、特に定める場合又は特に指示された場合を除き、通常の行政組織における職務権限に基づき本部の事務を処理する。

（委任）

第七条 この規則に定めるもののほか、施行について必要な事項は、本部長が定める。

付 則  
略  
別表（第四条関係）

一 発災期、初動期及び中期

部	部長及び部長補佐		部に属する行政組織
災対本部事務局	部長	危機管理室長 総務部長	総務部総務課 総務部職員課
	部長補佐	総務部危機管理課長 総務部防災課長	総務部危機管理課 総務部防災課 選挙管理委員会事務局
災対情報部	部長	企画政策部長	企画政策部企画課
	部長補佐	企画政策部企画課長 企画政策部広報課長	企画政策部財政課 企画政策部広報課 企画政策部情報政策課
災対総務部	部長	会計管理者	総務部総務課
	部長補佐	区議会事務局長 総務部総務課長	総務部職員課 施設管理部施設管理課 施設管理部保全技術課 会計管理室 区議会事務局
災対区民部	部長	区民部長	区民部区民課
	部長補佐	アカデミー推進部長 資源環境部長	区民部経済課 区民部戸籍住民課 アカデミー推進部アカデミー推進課 アカデミー推進部スポーツ振興課 資源環境部環境政策課 資源環境部リサイクル清掃課 資源環境部文京清掃事務所
避難所運営部	部長	監査事務局長	総務部税務課
	部長補佐	総務部税務課長 福祉部国保年金課長	福祉部国保年金課 子ども家庭部子ども家庭支援センター 教育推進部学務課 教育推進部児童青少年課 真砂中央図書館 監査事務局
災対保育部	部長	子ども家庭部長	子ども家庭部子育て支援課
	部長補佐	子ども家庭部子育て支援課長	子ども家庭部幼児保育課
医療救護部	部長	保健衛生部長	保健衛生部生活衛生課
	部長補佐	保健衛生部生活衛生課長 保健衛生部健康推進課長 保健衛生部予防対策課長	保健衛生部健康推進課 保健衛生部予防対策課 保健衛生部保健サービスセンター
災対福祉部	部長	福祉部長	福祉部福祉政策課
	部長補佐	福祉部福祉政策課長	福祉部高齢福祉課

## 資料編

## 1 法令関係

部	部長及び部長補佐		部に属する行政組織
			福祉部障害福祉課 福祉部生活福祉課 福祉部介護保険課
災対建築部	部長	都市計画部長	都市計画部都市計画課
	部長補佐	施設管理部長 都市計画部都市計画課長	都市計画部地域整備課 都市計画部住環境課 都市計画部建築指導課 施設管理部整備技術課
災対土木部	部長	土木部長	総務部契約管財課
	部長補佐	土木部管理課長	土木部管理課 土木部道路課 土木部みどり公園課
災対教育部	部長	教育推進部長	教育推進部教育総務課
	部長補佐	教育推進部教育総務課長	教育推進部教育指導課 教育推進部児童青少年課 教育センター

## 二 後期

部	部長及び部長補佐		部に属する行政組織
災対本部事務局	部長	危機管理室長 総務部長	総務部総務課 総務部職員課
	部長補佐	総務部危機管理課長 総務部防災課長	総務部危機管理課 総務部防災課 選挙管理委員会事務局
災対情報部	部長	企画政策部長	企画政策部企画課
	部長補佐	企画政策部企画課長 企画政策部広報課長	企画政策部財政課 企画政策部広報課 企画政策部情報政策課
災対総務部	部長	会計管理者	総務部総務課
	部長補佐	区議会事務局長 総務部総務課長	総務部職員課 施設管理部施設管理課 施設管理部保全技術課 会計管理室 区議会事務局
災対区民部	部長	区民部長	区民部区民課
	部長補佐	アカデミー推進部長 資源環境部長	区民部経済課 区民部戸籍住民課 アカデミー推進部アカデミー推進課 アカデミー推進部スポーツ振興課 資源環境部環境政策課 資源環境部リサイクル清掃課 資源環境部文京清掃事務所
避難所運営部	部長	監査事務局長	総務部税務課
	部長補佐	総務部税務課長 福祉部国保年金課長	福祉部国保年金課 子ども家庭部子ども家庭支援センター 教育推進部学務課 教育推進部児童青少年課 真砂中央図書館

部	部長及び部長補佐		部に属する行政組織
災対保育部	部長	子ども家庭部長	子ども家庭部子育て支援課 子ども家庭部幼児保育課
	部長補佐	子ども家庭部子育て支援課長	
医療救護部	部長	保健衛生部長	保健衛生部生活衛生課 保健衛生部健康推進課 保健衛生部予防対策課 保健衛生部保健サービスセンター
	部長補佐	保健衛生部生活衛生課長 保健衛生部健康推進課長 保健衛生部予防対策課長	
災対福祉部	部長	福祉部長	福祉部福祉政策課 福祉部高齢福祉課 福祉部障害福祉課 福祉部生活福祉課 福祉部介護保険課 監査事務局
	部長補佐	福祉部福祉政策課長	
災対復旧部	部長	都市計画部長	都市計画部都市計画課 都市計画部地域整備課 都市計画部住環境課 都市計画部建築指導課 施設管理部整備技術課
	部長補佐	施設管理部長 都市計画部都市計画課長	
災対土木部	部長	土木部長	総務部契約管財課 土木部管理課 土木部道路課 土木部みどり公園課
	部長補佐	土木部管理課長	
災対教育部	部長	教育推進部長	教育推進部教育総務課 教育推進部教育指導課 教育推進部児童青少年課 教育センター
	部長補佐	教育推進部教育総務課長	





第7 文京区災害対策本部組織図

災害対策本部（勤務時間内）					
本部長室	警戒期シフト （発災前）	発災期シフト （発災～3時間）	初動期シフト （3時間～72時間）	中期シフト （72時間～1週間）	後期シフト （1週間～）
<b>【本部長】</b> 区長  <b>【副本部長】</b> 副区長 教育長  <b>【本部長】</b> 部長 広報課長 総務課長 危機管理課長 防災課長	1 水害即応態勢	1 災对本部事務局 【部長】 危機管理室長、総務部長 【部長補佐】 危機管理課長、防災課長	総務課 危機管理課 防災課 選挙管理委員会事務局		1 災对本部事務局 【部長】 危機管理室長、総務部長 【部長補佐】 危機管理課長、防災課長
	2 臨時水害対策本部	2 災対情報部 【部長】 企画政策部長 【部長補佐】 企画課長、広報課長	企画課 財政課 広報課 情報政策課		2 災対情報部 【部長】 企画政策部長 【部長補佐】 企画課長、広報課長
		3 災対総務部 【部長】 会計管理者 【部長補佐】 区議会事務局長 総務課長	総務課 職員課 施設管理課 保全技術課 会計管理室 区議会事務局		3 災対総務部 【部長】 会計管理者 【部長補佐】 区議会事務局長 総務課長
		4 災対区民部 【部長】 区民部長 【部長補佐】 アカデミー推進部長 資源環境部長	区民課 経済課 戸籍住民課 アカデミー推進課 スポーツ振興課 環境政策課 リサイクル清掃課 文京清掃事務所		4 災対区民部 【部長】 区民部長 【部長補佐】 アカデミー推進部長 資源環境部長
		5 避難所運営部 【部長】 監査事務局長 【部長補佐】 税務課長 国保年金課長	税務課 国保年金課 子ども家庭支援センター 学務課 児童青少年課 真砂中央図書館 監査事務局（～中期）		5 避難所運営部 【部長】 監査事務局長 【部長補佐】 税務課長 国保年金課長
		6 災対保育部 【部長】 子ども家庭部長 【部長補佐】 子育て支援課長	子育て支援課 幼児保育課		6 災対保育部 【部長】 子ども家庭部長 【部長補佐】 子育て支援課長
		7 医療救護部 【部長】 保健衛生部長 【部長補佐】 生活衛生課長 健康推進課長 予防対策課長	生活衛生課 健康推進課 予防対策課 保健サービスセンター		7 医療救護部 【部長】 保健衛生部長 【部長補佐】 生活衛生課長 健康推進課長 予防対策課長
		8 災対福祉部 【部長】 福祉部長 【部長補佐】 福祉政策課長	福祉政策課 高齢福祉課 障害福祉課 生活福祉課 介護保険課		8 災対福祉部 【部長】 福祉部長 【部長補佐】 福祉政策課長
		9 災対建築部 【部長】 都市計画部長 【部長補佐】 施設管理部長 都市計画課長	都市計画課 地域整備課 建築指導課 住環境課 整備技術課		9 災対復旧部 【部長】 都市計画部長 【部長補佐】 施設管理部長 都市計画課長
		10 災対土木部 【部長】 土木部長 【部長補佐】 管理課長	契約管財課 管理課 道路課 みどり公園課		10 災対土木部 【部長】 土木部長 【部長補佐】 管理課長
		11 災対教育部 【部長】 教育推進部長 【部長補佐】 教育総務課長	教育総務課 教育指導課 児童青少年課 教育センター		11 災対教育部 【部長】 教育推進部長 【部長補佐】 教育総務課長

\*1土砂災害のおそれのある場合、都市計画部を加える。  
\*2土砂災害のおそれのある場合、福祉部、子ども家庭部、都市計画部及び教育推進部を加える。

臨時災害対策本部（勤務時間外）		
本部長室	発災期シフト （発災～3時間）	初動期シフト （3時間～72時間）
<b>【本部長】</b> 区長  <b>【副本部長】</b> 区長があらかじめ指定する管理職  <b>【本部長】</b> 班長 副班長	1 本部班	管理職及び一般職員 本庁舎又は地域活動センターから5km以内の区域に居住する職員
	2 救護班	同上
	3 地域活動センター班	同上
	4 避難所開設班	同上



## 第8 文京区臨時災害対策本部要領

### (目的)

第一条 この要領は、文京区の執務時間に関する規則（平成元年4月文京区規則第23号）に規定する執務時間外（以下「夜間等」という。）において災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害で、かつ、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項各号に規定する災害の程度のものをいう。以下同じ。）により、区若しくは周辺区に非常事態が発生した場合又は発生するおそれのある場合において、初期における事態に敏速に対処するため、初動態勢の組織、運営等について定め、災害応急対策の適正かつ円滑な遂行を図ることを目的とする。

### (臨時災害対策本部の組織)

第二条 文京区臨時災害対策本部（以下「臨時災対本部」という。）に臨時災害対策本部長（以下「本部長」という。）及び臨時災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）を置く。

2 臨時災対本部に臨時災害対策本部長室並びに本部班、救護班、地域活動センター班及び避難所開設班を置く。

3 臨時災害対策本部長室は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

4 第2項に規定する班に班長及び副班長を置く。

### (編成員)

第三条 臨時災対本部の編成員（以下「編成員」という。）は、本庁舎又は地域活動センターから5km以内の区域に居住する職員（病弱者その他区長が認めた職員を除く。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、区長は、臨時災対本部の編成に当たり、特に必要があると認めるときは、前項各号に掲げる職員以外の職員を編成員として指名することができる。

### (職責)

第四条 本部長は、臨時災対本部の事務を総括し、臨時災対本部の編成員を指揮監督する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 班長は、本部長の命を受け、班の事務を掌理する。

4 副班長は、班長を補佐し、班長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 前各項に規定する者以外の編成員は、上司の命を受け、事務に従事する。

6 本部長は、区長をもって充てる。

7 副本部長及び班長は、前条第1項に規定する編成員であって、管理職である者のうちから、区長があらかじめ指定する。

### (臨時災害対策本部長室の分掌事務)

第五条 臨時災害対策本部長室の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 本部班が収集した災害に係る区内外の情報を分析し、応急対策の方針を決定すること。
- (2) 前号の応急対策の方針に基づき、各班に指示を行うこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、臨時災対本部の班に属さないこと。

### (班の分掌事務)

第六条 班の分掌事務は、次のとおりとする。

## 資料編

### 1 法令関係

#### (1) 本部班

- ア 臨時災对本部の設置、庶務及び統括に関すること。
- イ 臨時災对本部の指示及び要請に関すること。
- ウ 東京都災害対策本部及び関係機関との連絡に関すること。
- エ 他の区市町村への要請業務及び支援職員の受入れに関すること。
- オ 区内の情報収集に関すること。
- カ 災害情報の集約及び整理に関すること。
- キ 災害情報の分析及び対策立案に関すること。
- ク 防災行政無線の管理及び統制に関すること。
- ケ 災害についての広報に関すること。
- コ 報道機関への連絡に関すること。
- サ 職員の動員数の把握に関すること。
- シ 職員の服務及び食糧に関すること。
- ス シビックセンターの防災対策及び被害調査に関すること。
- セ シビックセンターの復旧及び整備に関すること。
- ソ 区議会に対する災害情報の連絡に関すること。
- タ 文京区議会地震等災害対策本部に関すること。
- チ 文京区災害対策本部の設置準備及び庶務に関すること。
- ツ 本部長室の庶務に関すること。
- テ 各班との連絡及び調整に関すること。
- ト 他の班に属さないこと。

#### (2) 救護班

- ア 倒壊家屋等からの救出及び救護活動に関すること。
- イ 医療、助産及び応急救護に関すること。
- ウ 東京都及び医療機関との連絡及び調整に関すること。
- エ 医療施設の災害対策及び被害調査に関すること。
- オ 緊急道路における障害物の除去及び応急の補修に関すること。
- カ 備蓄物資、救援物資、食糧及び資材の輸送に関すること。
- キ 車両及び物品の調達並びに作業員の雇上げに関すること。
- ク 帰宅困難者の誘導及び支援に関すること。

#### (3) 地域活動センター班

- ア 地域活動センターの事業を行う地域における被害状況の把握、調査及び報告に関すること。
- イ 地域活動センターの事業を行う地域における倒壊家屋等からの救出及び救護活動に関すること。

#### (4) 避難所開設班

- ア 避難所及び妊産婦・乳児救護所の開設及び運営管理に関すること。
- イ 被災者の安否等の情報収集に関すること。
- ウ 避難者の誘導及び収容に関すること。

(編成員の義務)

第七条 編成員は、夜間等において次の各号のいずれかに該当するときは、家族の安全を確認の上、速やかに参集し、臨時災対本部の職務に従事しなければならない。

- (1) 区で震度5弱以上の地震が発生したとき。
- (2) 区で気象業務法（昭和27年法律第165号）第13条の2第1項に規定する警報（以下「特別警報」という。）が発表されたとき。
- (3) 前2号のほか、区で災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合において、臨時災害対策本部長室から参集の指示があったとき。

2 前項の規定にかかわらず、夜間等において次の各号のいずれかに該当するときは、編成員は、この要領による執務義務を解除される。

- (1) 本部長が被害の状況等を勘案の上、臨時災対本部を設置する必要がないと認めたとき。
- (2) 文京区災害対策本部が設置されたとき。

(編成員以外の職員の義務)

第八条 編成員以外の職員（病弱者その他区長が特に認めた者を除く。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、家族の安全を確認の上、速やかに登庁し、文京区災害対策本部が設置されるまでの間、臨時災対本部の編成員に協力して事態に対処しなければならない。

- (1) 区で震度5強以上の地震が発生したとき。
- (2) 区で特別警報が発表されたとき。
- (3) 前2号のほか、区で災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合において、臨時災害対策本部長室から登庁の指示があったとき。

(委任)

第九条 この要領の施行について必要な事項は、別に定める。

付 則

略

## 第9 文京区臨時水害対策本部要領

(目的)

第1条 この要領は、豪雨、洪水、土砂災害等により、区若しくは周辺区に非常事態が発生した場合又は発生するおそれのある場合において、初期における事態に敏速に対処するため、初動態勢の組織、運営等について定め、災害応急対策の適正かつ円滑な遂行を図ることを目的とする。

(臨時水害対策本部の組織)

第2条 文京区臨時水害対策本部（以下「臨時水対本部」という。）に、臨時水害対策本部長（以下「本部長」という。）及び臨時水害対策副本部長（以下「副本部長」という。）を置く。

2 臨時水対本部に、臨時水害対策本部室（以下「臨時水対本部室」という。）を置く。

3 臨時水対本部室は、別表1に掲げる部及び課の管理職をもって構成する。

(編成員)

第3条 臨時水対本部の編成員は、管理職及び別表1に掲げる課の職員で、当該課の課長があらかじめ指定した者とする。

2 本部長は、前項の規定にかかわらず、臨時水対本部の編成に当たり、特に必要があると認めるときは、編成員以外の職員を編成員として指名することができる。

(職責)

第4条 本部長は、臨時水対本部の事務を総括し、臨時水対本部の編成員を指揮監督する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 前2項に規定するもの以外の編成員は、本部長又は上司の命を受けて事務に従事する。

4 本部長及び副本部長は、管理職のうちから、区長があらかじめ指定する。

(臨時水対本部室の分掌事務)

第5条 臨時水対本部室の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)別表1に掲げる課が収集した豪雨、洪水、土砂災害等に係る区内外の情報を分析し、応急対策の方針を決定すること。

(2)応急対策の方針に基づき、各部に指示を行うこと。

(3)文京区災害対策本部の設置準備及び庶務に関すること。

(編成員の分掌事務)

第6条 編成員（管理職を除く。）の分掌事務は、次のとおりとする。

総務部

(1)臨時水対本部室の庶務に関すること。

(2)編成員の服務に関すること。

(3)東京都及び関係機関等との連絡調整に関すること。

(4)気象状況、豪雨、洪水、土砂災害等に関連する情報の収集及び発信に関すること。

(5)総務部が所管する施設及び施設利用者の被害状況の収集に関すること。

(6)区有施設以外の施設及び施設利用者の被害状況の収集に関すること。

(7)区有施設以外の施設及び施設利用者への情報伝達に関すること。

区民部

(1)各地域活動センター等からの情報収集及び伝達に関すること。

(2)区民部が所管する施設及び施設利用者の被害状況の収集に関すること。

(3)区民部が所管する避難施設の開設に係る連絡調整に関すること。

都市計画部

(1)土砂災害警戒区域等の状況把握に関すること。

#### 土木部

- (1) 河川等の状況把握に関する事。
- (2) 土嚢の配備等水害の発生防御に関する事。
- (3) 災害現場における緊急措置に関する事。
- (4) 土木部が所管する施設及び施設利用者の被害状況の収集に関する事。
- (5) 土木部が所管する施設及び施設利用者への情報伝達に関する事。

#### 施設管理部

- (1) 災害対策に使用するシビックセンター内の各施設、設備の維持管理に関する事。
- (2) 別表1に掲げる部（施設管理部を除く。）並びに福祉部福祉政策課及び子ども家庭部幼児保育課が所管する施設以外の区有施設等の被害状況の収集に関する事。

#### 教育推進部

- (1) 教育推進部が所管する施設及び施設利用者の被害状況の収集に関する事。
- (2) 教育推進部が所管する施設及び施設利用者への情報伝達に関する事。
- (3) 教育推進部が所管する避難施設の開設に係る連絡調整に関する事。

#### 企画政策部広報課

- (1) 区民への情報伝達及び周知、区民からの問合せ等に関する事。
- (2) 報道機関との連絡調整に関する事。

#### 福祉部福祉政策課

- (1) 福祉部が所管する施設及び施設利用者の被害状況の収集に関する事。
- (2) 福祉部が所管する施設及び施設利用者への情報伝達に関する事。

#### 子ども家庭部幼児保育課

- (1) 子ども家庭部幼児保育課が所管する施設及び施設利用者の被害状況の収集に関する事。
- (2) 子ども家庭部幼児保育課が所管する施設及び施設利用者への情報伝達に関する事。

（緊急配備）

第7条 編成員は、執務時間外において臨時水对本部室から登庁の指示があったときは、家族の安全を確認の上、速やかに登庁し、臨時水对本部の事務に従事しなければならない。

2 本部長は、執務時間外に豪雨、洪水等により被害が発生し、又は発生するおそれがあると認められ、臨時水对本部のみでは対応が不可能であると判断したときは、文京区臨時災害対策本部要領（6文区防発第48号）第6条に規定する各班の全部又は一部の編成員に登庁を指示し、指定した事務に従事させることができる。

（応援対応）

第8条 本部長は、文京区の執務時間に関する規則（平成元年4月文京区規則第23号）に規定する執務時間（以下「執務時間」という。）内において、河川及び降雨の状況により、避難所の開設等臨時水对本部のみでは対応が不可能であると判断したときは、文京区災害対策本部条例施行規則（昭和49年12月文京区規則第36号）の規定に準じて部又は班を編成し、当該部又は班の職員を指定した事務に従事させることができる。

（執務の解除）

第9条 編成員は、次の各号のいずれかに該当するときは、この要領による執務義務を解除される。

- (1) 臨時水对本部室が被害の状況等を勘案の上、臨時水对本部の設置を不要と認めたとき。
- (2) 文京区災害対策本部が設置されたとき。

（委任）

第10条 この要領の施行について必要な事項は、別に定める。

資料編

1 法令関係

付 則

この要領は、平成21年6月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成29年 月 日から施行する。

別表1（第2条、第3条、第5条、第6条関係）

臨時水害対策本部室の構成員

部	総務部
	区民部
	都市計画部
	土木部
	施設管理部
	教育推進部
課	企画政策部 広報課
	総務部 総務課
	総務部 危機管理課
	総務部 防災課
	区民部 区民課
	福祉部 福祉政策課
	子ども家庭部 幼児保育課
	都市計画部 建築指導課
	土木部 管理課
	施設管理部 施設管理課
	教育推進部 教育総務課



## 第10 文京区議会地震等災害対策本部設置要綱

昭和60年3月30日  
59文区議発第423号

(趣旨)

第一条 この要綱は、文京区議会地震等災害対策本部（以下「本部」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第二条 文京区議会議長（以下「議長」という。）は、地震等の大災害により文京区災害対策本部（以下「区対策本部」という。）が設置された場合において、これに協力するため必要があると認めるときは、文京区議会内に本部を設置する。

(本部)

第三条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は、議長をもって充て、本部の事務を総括し、本部員を指揮監督する。
- 3 副本部長は、副議長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代理する。
- 4 本部員は、次の期間に応じて別表第一に掲げる職にある者をもって充てる。
  - 一 発災期 災害の発生の直後（以下「発生直後」という。）から三時間以内の期間をいう。
  - 二 初動期 発生直後から三時間を超え、七十二時間以内の期間をいう。
  - 三 中期 発生直後から七十二時間を超え、災害の発生した日（以下「発生日」という。）から起算して七日目までの期間をいう。
  - 四 後期 発生日から起算して八日目以後の期間をいう。
- 5 本部員は、本部長の命を受け本部の事務に従事する。

(所掌事務)

第四条 本部は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- 一 文京区の地域に係る災害が発生した場合において、情報を収集し、区対策本部と密接な連絡を取ること。
- 二 区対策本部と協力し、円滑な災害対策の推進を図ること。
- 三 被災地及び避難所等の状況調査を行うこと。

(職務代理)

第五条 議長が本部長の任に就けない場合若しくは副議長が副本部長の任に就けない場合又は本部長若しくは副本部長に欠員が生じたときは、別表第二の順位に従い、それぞれの職務を代理する。

(議員の対応)

- 第六条 文京区議会議員（本部が設置された場合は、本部長、副本部長及び本部員を除く。第三項において同じ。）の所掌事務は、第三条第四項各号に掲げる期間に応じて定める。
- 2 発災期及び初動期において、文京区議会議員（本部が設置された場合は、本部長及び副本部長を除く。）は、自らの安否及び居所又は連絡場所を区議会事務局（本部が設置された場合は、本部）に報告し、連絡体制を確立するものとする。
  - 3 文京区議会議員の所掌事務は、別表第三のとおりとする。

(班)

第七条 後期においては、本部に総務区民班、厚生班、建設班及び文教班を置く。

- 2 各班は、班長、副班長及び班員をもって構成する。
- 3 班長は、班を代表し、その事務を総括する。
- 4 副班長は、班長を補佐し、班長に事故があるときはその職務を代理する。

資料編

1 法令関係

5 班長、副班長及び班員は、別表第四に掲げる職にある者をもって充てる。

6 各班の所掌事務は、別表第五のとおりとする。

(区議会事務局の対応)

第八条 区議会事務局長は、区対策本部の会議等に参加し、本部からの要請等を報告するとともに、情報収集に努め、本部に情報を提供する。

2 区議会事務局職員は、本部の事務を補助する。

(本部の場所)

第九条 本部は、文京シビックセンター23階議会会議室に置く。

2 前項の場所が使用できない場合は、区対策本部と協議し、本部長が別に定める。

(本部の廃止)

第十条 本部長は、次のいずれかに該当する場合に、本部を廃止することができる。

一 区対策本部が廃止されたとき。

二 定例議会又は臨時議会が開かれたとき。

三 本部の職務を常任委員会等に引き継ぐことが適当であると認められるとき。

(委任)

第十一条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本部長が別に定める。

付 則

略

別表第一 (第三条関係)

期間	構成員
発災期 初動期	各会派幹事長
中期	各会派幹事長 議会運営委員会委員長 災害対策調査特別委員会委員長
後期	各会派幹事長 議会運営委員会委員長 災害対策調査特別委員会委員長 各常任委員会委員長

別表第二 (第五条関係)

順位	議長 (本部長) の職務を代理する者	副議長 (副本部長) の職務を代理する者
第一位	副議長	議会運営委員会委員長
第二位	議会運営委員会委員長	総務区民委員会委員長
第三位	総務区民委員会委員長	厚生委員会委員長
第四位	厚生委員会委員長	建設委員会委員長
第五位	建設委員会委員長	文教委員会委員長
第六位	文教委員会委員長	—

別表第三（第六条関係）

期間	所掌事務
発災期 初動期	被災地における救出・救護活動に関すること。
中期	一 本部及び区対策本部の情報交換に関すること。 二 被災地及び避難所等における調査に関すること。 三 被災地及び避難所等における情報収集及び要請事項の報告に関すること。 四 被災者に対する相談及び助言に関すること。
後期	第七条第六項に規定する各班の所掌事務に関すること。

別表第四（第七条関係）

班名	班長	副班長	班員
総務区民班	総務区民委員会委員長	総務区民委員会副委員長	総務区民委員会委員（委員長及び副委員長を除く。）
厚生班	厚生委員会委員長	厚生委員会副委員長	厚生委員会委員（委員長及び副委員長を除く。）
建設班	建設委員会委員長	建設委員会副委員長	建設委員会委員（委員長及び副委員長を除く。）
文教班	文教委員会委員長	文教委員会副委員長	文教委員会委員（委員長及び副委員長を除く。）

別表第五（第七条関係）

班名	所掌事務
総務区民班	区対策本部の災対本部事務局、災対情報部、災対総務部、災対区民部及び避難所運営部に関すること。
厚生班	区対策本部の医療救護部及び災対福祉部に関すること。
建設班	区対策本部の災対復旧部及び災対土木部に関すること。
文教班	区対策本部の災対保育部及び災対教育部に関すること。

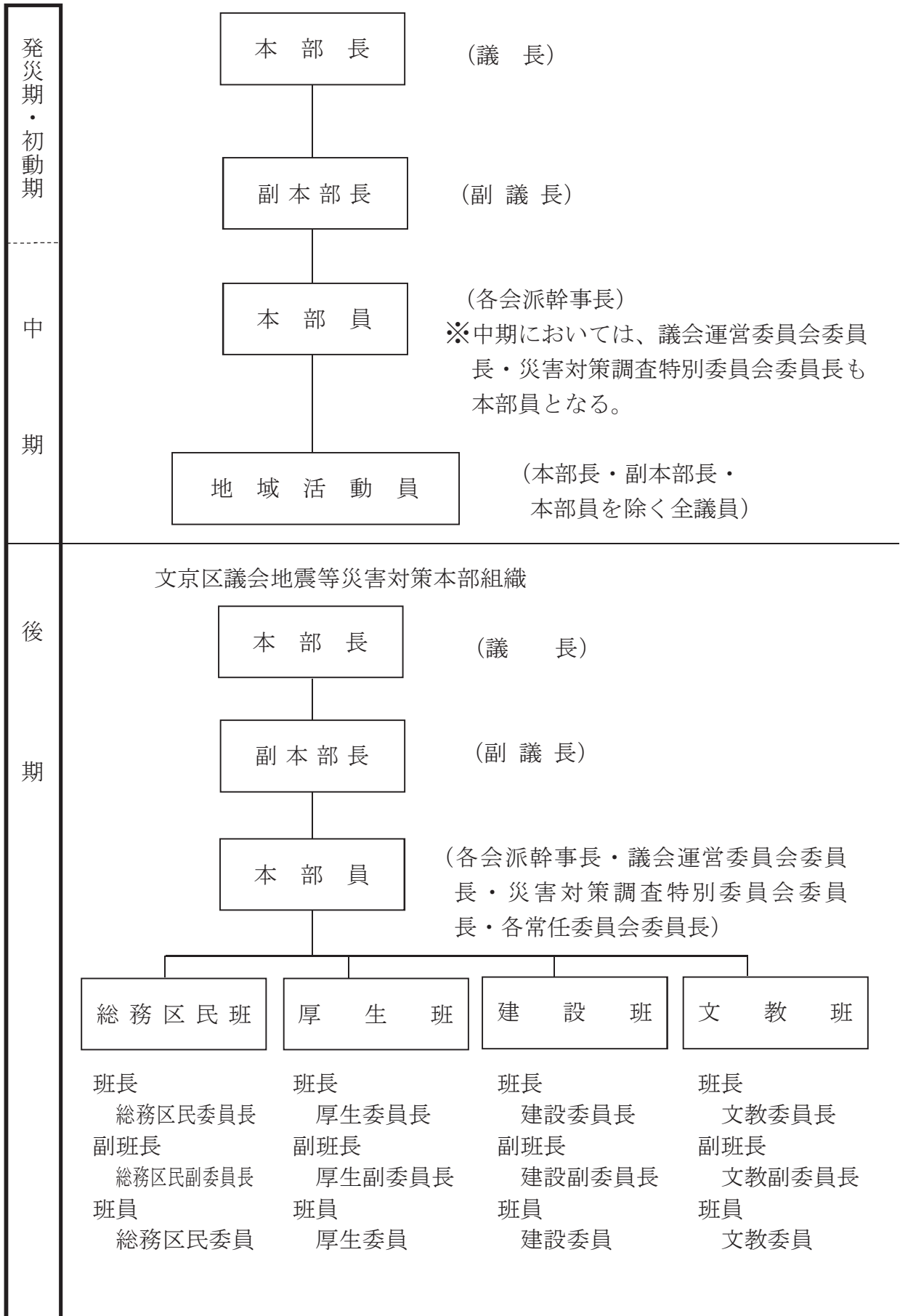
## 〔文京区議会地震等災害対策行動マニュアル（1）〕

災害時の行動	
発 災 期 ・ 初 動 期	<p><b>【本部及び議員の対応】</b></p> <p>(1) 議長、副議長、区議会事務局長及び区議会事務局職員は、文京区において、震度5弱以上の地震が観測された場合又は風水害による大規模な被害が確認された場合は、速やかに文京シビックセンターに参集する。</p> <p>(2) 議長は、文京区災害対策本部（以下「区対策本部」という。）の設置を確認し、これに協力するため必要があると認めるときは、文京区議会地震等災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する。</p> <p>(3) 文京区議会議員（本部が設置された場合は、本部長、副本部長を除く。発災期・初動期において「議員」という。）は、文京区において、震度5弱以上の地震が観測された場合又は風水害による大規模な被害が確認された場合は、本部の設置状況を確認するとともに、自らの安否及び居所又は連絡場所を区議会事務局（本部が設置された場合は、本部）に速やかに連絡する。連絡のない議員に対しては、区議会事務局から安否等の確認を行う。連絡方法は、電話、災害用伝言ダイヤル、メール及び文京シビックセンターへの参集等とする。</p> <p>(4) 議員は、各地域における救助活動等を行う。</p> <p><b>【本会議（委員会）中における議会の対応】</b></p> <p>(1) 議長（委員長）は、会議（委員会）の継続が困難であると認めるときは、直ちに休憩又は延会（散会）を宣告する。</p> <p>(2) 議長（委員長）は、議場（委員会室）から避難する必要があると認めるときは、傍聴人を安全な場所へ避難誘導するとともに、出席議員及び出席説明員に対し、速やかに避難するよう指示する。</p>
中 期	<p><b>【本部及び議員の対応】</b></p> <p>(1) 本部長、副本部長、本部員、区議会事務局長及び区議会事務局職員は、原則として、各日、午前10時までに文京シビックセンターに参集する。</p> <p>(2) 本部は、原則として午前10時から開催し、本部長及び区議会事務局長から区対策本部の情報等の報告を受けるとともに、今後の活動方針やスケジュールなどを協議する。</p> <p>(3) 本部は、文京区議会議員（本部長、副本部長及び本部員を除く。中期において「議員」という。）に対し、随時、区対策本部からの正確で新しい情報を提供する。</p> <p>(4) 議員は、本部の協議結果に基づき、担当する被災地及び避難所等に赴き、被災状況等の調査を行う。</p> <p>(5) 議員は、担当する被災地及び避難所等での調査結果及び要請事項等を本部長に報告する。</p> <p>(6) 本部長及び区議会事務局長は、議員の調査結果、要請事項等を取りまとめ、区議会事務局長が区対策本部に報告する。</p> <p>(7) 議員は、担当地域における被災者に対する相談及び助言等を行う。</p>

後 期	<p><b>【本部の対応】</b></p> <p>(1) 区対策本部と連携して、復旧及び復興に向けた区の実施等を検討する。</p> <p>(2) 本部に、総務区民班、厚生班、建設班、文教班を置き、被災地の現地調査、区民との意見交換等を行い、文京区議会地震等災害対策本部設置要綱第7条第6項に規定する各班の所掌事務に係る復旧及び復興に必要な施策、国、東京都等の関係機関に対する要望等を取りまとめる。</p> <p><b>【議会の対応】</b></p> <p>(1) 全員協議会を開催する。</p> <p>(2) 災害対策調査特別委員会を開催する。</p> <p>(3) 被災地及び避難所等の視察を行う。</p> <p>(4) 区へ要請を行う。</p> <p>(5) 国、東京都等へ要望等を行う。</p> <p>(6) 定例議会又は臨時議会を開く。</p>
--------	--

[文京区議会地震等災害対策行動マニュアル(2)]

文京区議会地震等災害対策本部組織



## 第11 文京区警戒態勢に関する宿日直勤務規程

昭和56年4月1日  
訓令甲第4号

(目的)

第一条 この規程は、夜間、日曜日及び土曜日並びに職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十年三月文京区条例第四号）第十条の規定により休日（以下「休日」という。）における災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第一号に定める災害に対する警戒態勢（以下「警戒態勢」という。）の実施について必要な事項を定め、もって災害対策の円滑化を図ることを目的とする。

(職務)

第二条 警戒態勢に従事する職員（以下「職員」という。）は、区長の指定する場所で輪番により宿日直勤務を行い、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合においては、次の各号に掲げる事務を行わなければならない。

- 一 災害に関する情報の収集及び伝達に関すること。
- 二 災害対策本部の設置に関すること。
- 三 文京区臨時災害対策本部要領（六文区防発第四十八号）に基づき参集した職員の指揮監督に関すること。
- 四 その他災害対策に関すること。

(職責)

第三条 職員の範囲は、職員の職名に関する規則（昭和四十六年四月文京区規則第十三号）第三条に規定する副参事又は専門副参事以上の職員とする。

(勤務時間)

第四条 職員の勤務時間は、別表のとおりとする。

(勤務の命令)

第五条 職員の勤務は、区長が命令する。

(事務の引継ぎ)

第六条 職員は、勤務時間が終了したときは、危機管理室長に事務を引き継がなければならない。ただし、日曜日及び土曜日並びに休日に勤務時間が終了したときは、当該職員に交替して勤務する職員に引き継がなければならない。

- 2 前項ただし書の事務の引継ぎを終わらない職員は、その引継ぎが終わるまでの間、なお、第二条に定める職務を行わなければならない。

(疾病等による勤務の交替)

第七条 職員が疾病その他やむを得ない事情により勤務できなくなつたときは、当該職員の属する部（文京区役所組織条例（昭和四十七年三月文京区条例第三号）第一条に規定する部並びに保健所及び教育局の部をいう。）の長は、当該部の職員のうちから代わつて勤務すべき職員を定め、区長に届け出なければならない。この場合において、会計管理室、区議会事務局、監査事務局及び選挙管理委員会事務局は総務部に属する（以下同じ。）ものとする。

- 2 職員が人事異動、退職等の理由により勤務できなくなつたときは、次の各号に定めるところにより、当該職員の属する部の長又は危機管理室長は、代わつて勤務すべき職員を定め、区長に届け出なければならない。

- 一 人事異動、退職等により職員が勤務することができなくなつたときは、前任者の勤務日を後任者の勤務日とする。この場合において、後任者が未定であるとき又は勤務す

資料編

1 法令関係

るいとまがないときは、当該職員の属する部の長は、当該部の職員のうちから、代わつて勤務すべき職員を定めなければならない。

二 前号により職員を定めることができないときは、危機管理室長は、代わつて勤務すべき職員を定めなければならない。

(事務の所管)

第八条 この規程の実施に関し必要な事項は、総務部防災課、総務部危機管理課及び総務部総務課が行う。

付 則

略

別表（第四条関係）

区分	勤務時間	
日曜日及び土曜日並びに休日	第一勤務	午前八時三十分から午後五時十五分まで
	第二勤務	午後五時十五分から翌日の午前八時三十分まで
月曜日から金曜日まで (休日を除く。)	午後五時十五分から翌日の午前八時三十分まで	



## 第12 文京区震災復興本部の設置に関する条例

平成18年3月31日  
規則第23号

(目的)

第一条 この条例は、被災地の復興並びに区民生活の再建及び安定に関する施策を速やかに、かつ、計画的に実施するため、文京区震災復興本部（以下「本部」という。）の設置に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第二条 区長は、区が震災等により重大な被害を受けた場合において、必要があると認めるときは、本部を設置する。

(所掌事務)

第三条 本部は、次の事務をつかさどる。

- 一 震災復興に係る基本的な方針及び総合的な計画の策定
- 二 震災復興に係る重要な事業の進行管理
- 三 その他本部長が必要であると認めた事務

(組織)

第四条 本部に本部長、副本部長及び本部員を置く。

- 2 本部長は、区長をもって充てる。
- 3 本部長は、本部の事務を統括し、本部を代表する。
- 4 副本部長及び本部員は、本部長が区の職員のうちから指名する者をもって充てる。
- 5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 本部員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

(部)

第五条 本部に規則で定めるところにより、部を置くことができる。

- 2 部に部長を置き、本部長が本部員のうちから指名する者をもって充てる。
- 3 部長は、部の事務を掌理する。

(廃止)

第六条 区長は、本部を設置した目的が達成されたと認めるときは、本部を廃止する。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

### 第13 文京区震災復興本部の設置に関する条例施行規則

平成18年3月31日  
規則第23号

(趣旨)

第一条 この規則は、文京区震災復興本部の設置に関する条例（平成十八年三月文京区条例第二号。以下「条例」という。）の規定に基づき、文京区震災復興本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(副本部長)

第二条 条例第四条第一項に規定する副本部長は、副区長及び教育委員会教育長をもって充て、本部長の職務を代理する場合の順位は、副区長、教育委員会教育長の順とする。

(本部員)

第三条 条例第四条第一項に規定する本部員は、文京区役所組織条例（昭和四十七年三月文京区条例第三号）第一条に規定する部の部長（担当部長を含む。）、文京保健所長、文京区教育局処務規則（平成四年三月文京区教育委員会規則第三号）第二条に規定する部の部長、会計管理者、監査事務局長及び議会事務局長をもって充てる。

2 前項の規定にかかわらず、本部長は、必要があると認めるときは、前項に定める以外の区の職員のうちから本部員を指名することができる。

(本部員の職責)

第四条 本部員は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 本部長の命を受け、又は本部の決定に従い、震災復興に係る事務事業の企画立案を行うこと。
- 二 本部長の命を受け、又は本部の決定に従い、震災復興に係る事務事業を実施すること。
- 三 震災復興に関して担任する事務事業の執行状況について本部長又は本部に報告すること。
- 四 その他本部長の特命に関すること。

2 本部員は、前項各号に掲げる事務を実施するに当たり、文京区役所組織規則（平成十二年三月文京区規則第三十一号）、文京区教育局処務規則その他の規則等に定める職務権限に基づいて所属職員を指揮監督する。

(分掌事務)

第五条 条例第五条第一項の規定により本部に置く部（以下「部」という。）の名称及び分掌事務は別表のとおりとし、震災復興に係る事務事業を実施する。ただし、各部の分掌事務には、別表に定めるもののほか、別表に定める部に属する通常の行政組織における部（行政機関等を含み、会計管理部に属する通常の行政組織は会計管理室と、選挙管理部に属する通常の行政組織は選挙管理委員会事務局と、監査部に属する通常の行政組織は監査事務局と、区議会部に属する通常の行政組織は区議会事務局とする。第三項及び第七条において同じ。）の分掌事務のうち、震災復興に係るものを含むものとする。

2 前項の規定にかかわらず、本部長は、必要があると認めるときは、部の分掌事務の一部を変更し、又は部に新たな事務を一時的に分掌させることができる。

3 部に属すべき職員は、別表に定める部に属する通常の行政組織における部の所属職員のうちから部長が指名する。

4 前項の規定にかかわらず、本部長は、必要があると認めるときは、本部の職員の属すべき部を変更し、又は新たに部に属すべき職員を定めることができる。

(復興本部事務局)

第六条 本部長は、震災復興事業を総合的に調整するため必要があると認めるときは、本部に復興本部事務局（以下「事務局」という。）を置くことができる。

- 2 事務局は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 震災復興事業に関する重要な方針及び計画に係る国、東京都及び他の地方公共団体等との連絡に関すること。
  - 二 震災復興事業に係る基本的な方針並びに事業、財政、人事及び組織に関する計画の総合調整に関すること。
  - 三 震災復興事業の推進に係る土地利用その他重要事項に係る全庁的な調整に関すること。
  - 四 その他本部に係る庶務に関すること。
- 3 事務局に事務局長を置き、企画政策部長をもって充てる。
- 4 事務局に属する職員は、区の職員のうちから本部長が指名する。

(職務権限)

第七条 本部の職員は、特に定める場合又は特に指示された場合を除き、通常の行政組織における部の職務権限に基づき本部の事務を処理する。

(委任)

第八条 この規則に定めるもののほか、施行について必要な事項は、本部長が定める。

付 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

付 則 (平成十九年三月三〇日規則第一一号)

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

付 則 (平成二〇年三月二五日規則第一六号)

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

付 則 (平成二一年三月三一日規則第一八号)

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

付 則 (平成二八年三月三一日規則第一七号)

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

別表 (第五条関係)

名称	分掌事務
企画政策部	<ol style="list-style-type: none"> <li>一 震災復興本部の設置・運営・廃止に関すること。</li> <li>二 震災復興計画の策定及び進行管理に関すること。</li> <li>三 情報システムの復旧に関すること。</li> <li>四 震災復興に係る予算及び財政計画等経理に関すること。</li> <li>五 復興に係る広報及び広聴に関すること。</li> <li>六 被災者の相談業務に関すること。</li> </ol>
総務部	<ol style="list-style-type: none"> <li>一 震災復興本部の設置・運営・廃止に関すること。</li> <li>二 用地の確保に関すること。</li> <li>三 課税、減税等の措置に関すること。</li> <li>四 人的資源の確保に関すること。</li> <li>五 震災復興本部の業務と災害対策本部の業務の総合調整に関すること。</li> <li>六 国、都及び関係行政機関との連絡に関すること。</li> </ol>
区民部	<ol style="list-style-type: none"> <li>一 被災者総合相談所の設置・運営に関すること。</li> <li>二 町会・自治会のコミュニティ活動の支援に関すること。</li> <li>三 区内産業（公衆浴場を除く。）の被害状況の把握に関すること。</li> <li>四 区内産業の再建支援全般に関すること。</li> </ol>
アカデミー 推進部	<ol style="list-style-type: none"> <li>一 所管施設の被害状況等の把握に関すること。</li> <li>二 所管施設の再建に関すること。</li> </ol>

## 資料編

## 1 法令関係

名称	分掌事務
	三 文化活動によるメンタルヘルスケアに関すること。
福祉部	一 被災者の生活実態調査兼地域福祉需要調査に関すること。 二 災害援護資金等の貸付けに関すること。 三 福祉サービスに関すること。 四 義援金品の配分に関すること。 五 被災者の相談業務（主に災害要援護者対応）に関すること。 六 介護保険料の減額、徴収猶予又は免除に関すること。 七 国民健康保険料の減額、徴収猶予又は免除に関すること。
子ども家庭部	一 被災児童の支援に関すること。 二 被災児童のメンタルヘルスケアに関すること。
保健衛生部	一 医療機関の復旧状況に係る情報提供に関すること。 二 防疫活動の実施に関すること。 三 公衆浴場の被害状況の把握及び再開支援に関すること。 四 被災者等のメンタルヘルスケア及び健康管理に関すること。 五 食品衛生監視指導及び飲料水の検査指導に関すること。
都市計画部	一 震災復興本部の設置・運営・廃止に関すること。 二 都市復興基本方針、都市復興基本計画の策定・公表に関すること。 三 家屋・住家の被害調査に関すること。 四 宅地の応急危険度判定に関すること。 五 応急的な住宅の供給・管理に関すること。 六 応急仮設住宅の設置及び運営に関すること。 七 住宅の応急修理に関すること。
土木部	一 がれき等の処理に関すること。 二 道路等の復興事業に関すること。 三 区立公園等の復旧及び土地利用の調整に関すること。
資源環境部	一 がれき等の障害物の処理計画に関すること。 二 ごみ及びし尿の応急的収集及び処理に関すること。
施設管理部	一 区有施設等の被害把握等に関すること。 二 区有施設の復旧計画及び復旧工事に関すること。
会計管理部	一 復興事業の実施に係る公金の支出及び収入に関すること。
教育推進部	一 区立学校等の被害状況の調査に関すること。 二 区立学校等の再建に関すること。 三 被災児童及び生徒の健康の維持及び支援に関すること。 四 被災児童及び生徒への学用品等の支給に関すること。 五 被災児童及び生徒のメンタルヘルスケアに関すること。 六 文化財の復旧に関すること。
選挙管理部	一 他部との連絡調整に関すること。
監査部	一 他部との連絡調整に関すること。
区議会部	一 区議会との調整に関すること。

## 第14 東京都震災対策条例

平成12年12月22日  
条例第202号

東京都震災対策条例を公布する。

東京都震災対策条例

東京都震災予防条例(昭和四十六年東京都条例第二百一十一号)の全部を改正する。

### 目次

前文

第一章 総則

第一節 目的(第一条)

第二節 知事の責務(第二条—第七条)

第三節 都民の責務(第八条)

第四節 事業者の責務(第九条—第十一条)

第二章 予防対策

第一節 震災に関する研究、公表等(第十二条)

第二節 防災都市づくりの推進(第十三条)

第三節 都市施設及び建築物等の安全の確保(第十四条—第二十三条)

第四節 火災の防止等(第二十四条—第三十一条)

第五節 防災広報及び防災教育(第三十二条・第三十三条)

第六節 防災組織(第三十四条—第三十七条)

第七節 地域における相互支援ネットワークづくり(第三十八条)

第八節 ボランティアへの支援(第三十九条)

第九節 要援護者に対する施策(第四十条)

第十節 防災訓練(第四十一条・第四十二条)

第十一節 都民等の意見(第四十三条)

第三章 応急対策

第一節 応急体制等の整備(第四十四条—第四十六条)

第二節 避難(第四十七条—第五十一条)

第三節 救出及び救助の活動拠点等の確保(第五十二条)

第四節 帰宅困難者対策(第五十三条・第五十四条)

第四章 復興対策

第一節 震災復興の推進(第五十五条・第五十六条)

第二節 地域協働復興(第五十七条・第五十八条)

第五章 委任(第五十九条)

附則

地震を予知することが未だ困難な現在、阪神・淡路大震災をはじめとする都市型地震の経験は、改めて地震発生直後の危険性と不断の危機管理の重要性を、行政はもとより多くの人々に知らしめたところである。

地震による災害から一人でも多くの生命及び貴重な財産を守るためには、まず第一に「自らの生命は自らが守る」という自己責任原則による自助の考え方、第二に他人を助けることのできる都民の地域における助け合いによって「自分たちのまちは自分たちで守る」という共助の考え方、この二つの理念に立つ都民と公助の役割を果たす行政とが、それぞれの責務と役割を

## 資料編

### 1 法令関係

明らかにした上で、連携を図っていくことが欠かせない。

東京都は、全国に先駆けて東京都震災予防条例を制定し、予防対策重視の視点から地震に強いまちづくりを進め、行政主導の下で震災を未然に防止し、最小限にとどめることを目指してきた。

今後は、この取組を一層進めるとともに、危機管理に重点を置いた応急対策及び復興対策をも視野に入れた総合的震災対策の体系を構築し、震災対策の充実及び強化に努めていくことが極めて重要である。

東京は、多くの都民の生活の場であるとともに、日本の首都として政治、経済、文化等の中枢機能が集中している世界でも有数の大都市である。地震による被害の影響は国内にとどまらず、全世界に及ぶものであり、地震による災害から東京を守ることは、行政に課せられた重大な責務である。

震災対策の推進に当たっては、区市町村が基礎的自治体として第一義的責任と役割を果たすものである。その上で、広域的役割を担う東京都が区市町村及び国と一体となって、都民と連携し、都民や東京に集う多くの人々の生命及び財産を守り、首都東京の機能を維持するという決意を表明するとともに、総合的震災対策の推進の指針を示すため、この条例を制定する。

## 第一章 総則

### 第一節 目的

第一条 この条例は、地震による災害(以下「震災」という。)に関する予防、応急及び復興に係る対策(以下「震災対策」という。)に関し、都民、事業者及び東京都(以下「都」という。)の責務を明らかにし、必要な体制を確立するとともに、予防、応急及び復興に関する施策の基本的な事項を定めることにより、震災対策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の都民の生命、身体及び財産を震災から保護することを目的とする。

### 第二節 知事の責務

(基本的責務)

第二条 知事は、震災対策のあらゆる施策を通じて、都民の生命、身体及び財産を震災から保護し、その安全を確保するとともに、震災後の都民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。

2 前項の目的を達成するため、知事は、震災対策に関する事業(以下「震災対策事業」という。)の計画(以下「震災対策事業計画」という。)を策定し、その推進を図らなければならない。

3 震災対策事業計画の策定に当たっては、都民、事業者及びボランティア(以下「都民等」という。)、第三十四条から第三十六条までの防災組織並びに第五十八条第一項の復興市民組織の意見を聴くよう努めなければならない。

(平一五条例一二四・一部改正)

(都民及び事業者に対する指導等)

第三条 知事は、震災対策事業計画の策定及び実施に当たっては、都民及び事業者の協力を求めるとともに、都民及び事業者が自主的に行う震災対策活動に対し、積極的に指導、助言、支援及び協力を行わなければならない。

(ボランティアに対する支援)

第四条 知事は、ボランティアが自主的に行う震災対策活動に対し、積極的に支援及び協力を

行わなければならない。

(都民等への助成)

第五条 知事は、都民等が行う震災対策活動に対して、必要な助成を行うことができる。

(区市町村との連絡調整及び助成)

第六条 知事は、震災対策事業の円滑な実施を図るため、関係する特別区及び市町村(以下「区市町村」という。)との連絡調整並びに区市町村が実施する震災対策事業に対する支援及び協力を行わなければならない。

2 知事は、区市町村が実施する震災対策事業に対し、必要な助成を行うことができる。

(協力要請)

第七条 知事は、震災対策事業計画の策定及び実施に当たり、他の地方公共団体その他の公共的団体等の協力が必要と認められるときは、当該公共的団体等に対して協力を要請し、又は他の地方公共団体等から協力の要請があったときは、これに応じなければならない。

### 第三節 都民の責務

第八条 都民は、震災を防止するため、自己の安全の確保に努めるとともに、相互に協力し、都民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。

2 都民は、次に掲げる事項について、自ら震災に備える手段を講ずるよう努めなければならない。

一 建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保

二 家具の転倒防止

三 出火の防止

四 初期消火に必要な用具の準備

五 飲料水及び食糧の確保

六 避難の経路、場所及び方法についての確認

3 都民は、震災後の都民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、地域社会を支える一員としての責任を自覚し、第五十七条の地域協働復興に対する理解を深めるとともに、震災後においては、相互に協力して自らの生活の再建及び居住する地域の復興に努めなければならない。

4 都民は、知事その他の行政機関が実施する震災対策事業に協力するとともに、自発的に震災対策活動に参加する等震災対策に寄与するよう努めなければならない。

(平一五条例一二四・一部改正)

### 第四節 事業者の責務

(基本的責務)

第九条 事業者は、知事その他の行政機関が実施する震災対策事業及び都民が行う第五十七条の地域協働復興に関する活動に協力するとともに、事業活動に当たっては、その社会的責任を自覚し、震災の防止並びに震災後の都民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。

2 事業者は、その事業活動に関して震災を防止するため、事業所に来所する顧客、従業者等及び事業所の周辺地域における住民(以下「周辺住民」という。)並びにその管理する施設及び設備について、その安全の確保に努めなければならない。

3 事業者は、その管理する事業所の周辺地域における震災を最小限にとどめるため、周辺住民に対する震災対策活動の実施等、周辺住民等との連携及び協力に努めなければならない。

(平一五条例一二四・一部改正)

(事業所防災計画の作成)

第十条 事業者は、その事業活動に関して震災を防止するため、都及び区市町村が作成する地

## 資料編

### 1 法令関係

域防災計画を基準として、事業所単位の防災計画(以下「事業所防災計画」という。)を作成しなければならない。

(事業所防災計画の届出)

第十一条 都市ガス、電気、通信その他防災対策上重要な施設として知事が指定する施設を管理する事業者は、事業所防災計画を作成したときは、速やかに知事に届け出なければならない。

## 第二章 予防対策

### 第一節 震災に関する研究、公表等

第十二条 知事は、震災の発生原因及び発生状況、地域の危険度その他震災に関する事項について、科学的、総合的に調査及び研究を行うとともに、防災科学技術の開発に努めなければならない。

2 都は、耐震性の調査及び研究に資するため、都が設置する建築物その他の工作物のうち、特に必要と認める工作物に、強震計を設置しなければならない。

3 知事は、第一項の調査、研究及び技術の開発の成果を、積極的に震災対策に反映させるとともに、都民に公表しなければならない。

4 知事は、前項に規定するもののほか、震災対策事業計画その他震災対策に関する情報を積極的に公表するよう努めなければならない。

### 第二節 防災都市づくりの推進

第十三条 知事は、防災都市づくり(震災を予防し、震災が発生した場合における被害の拡大を防ぐため、建築物及び都市施設(都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十一条第一項各号に掲げる施設をいう。以下同じ。)等について耐震性及び耐火性を確保する措置その他都市構造の改善に関する措置をいう。以下この条において同じ。)を推進するため、防災都市づくりに関する計画を策定しなければならない。

2 前項の計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 防災都市づくりに関する施策の指針

二 地域特性に応じた整備の方針及び整備地域の指定

三 重点整備地域(防災都市づくりに資する事業を重層的かつ集中的に実施する地域をいう。)等の指定

3 知事は、区市町村と連携を図りつつ、協力して第一項の計画に基づく事業の推進に努めなければならない。

### 第三節 都市施設及び建築物等の安全の確保

(都市施設等の耐震性等の確保)

第十四条 知事は、震災を未然に防止し、震災が発生した場合における被害の拡大を防止するため、都市施設等の耐震性及び耐火性の確保に努めなければならない。

(一般建築物の耐震性等の確保)

第十五条 知事は、一般建築物(次条の特殊建築物等以外の建築物をいう。)の耐震性及び耐火性を確保するため、適切な指導を行うとともに、防災上の相談に応じ、必要と認めるときは、技術面からの支援を行うよう努めなければならない。

(特殊建築物等の耐震性等の確保)

第十六条 知事は、特殊建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)に規定する特殊建築物をいう。以下同じ。)その他知事が必要と認める建築物及び地下街(消防法(昭和二十三年法律第八十六号)に規定する地下街をいう。)の耐震性及び耐火性を確保するため、特に知事が指定するものについて、定期的に検査を行い、若しくは当事者をして行わせ、又は必要があると認めるときは、そのものの改善について助言し、若しくは勧告することができる。



(重要建築物の耐震性等の強化)

第十七条 知事は、次に掲げる防災対策上特に重要な建築物について、耐震性及び耐火性の強化に努め、又は当事者をして努めさせなければならない。

- 一 震災時に消火、避難誘導及び情報伝達等の防災業務の中心となる消防署、警察署その他の官公庁建築物
- 二 震災時に緊急の救護所又は被災者の一時受入施設となる病院、学校その他これらに準ずる建築物

(公共施設等の安全の確保)

第十八条 知事は、その管理する道路、公園、鉄道、橋りょう、港湾その他の公共施設及びこれらに附属する施設の耐震性及び耐火性を強化するとともに、定期的に検査を行い、それらの安全の確保に努めなければならない。

2 前項の規定は、知事が管理する河川及び海岸に設置する施設について準用する。

(都市ガス、電気、水道施設等の安全の確保)

第十九条 都市ガス、電気、上下水道、通信その他防災対策上重要な施設の管理者は、当該施設の安全の確保に努めなければならない。

2 知事は、前項の施設の安全を確保するため必要があると認めるときは、当該施設を收容する共同溝の設置に努めなければならない。この場合において、知事は、特に耐震性について配慮しなければならない。

(危険物の落下防止)

第二十条 知事は、地震により破損し、落下するおそれのある中高層建築物の窓ガラス等落下危険物の落下を防止するため、その安全性について調査し、研究し、並びに防災上安全な基準を定めるとともに、安全の確保及び改修について指導を行うよう努めなければならない。

(宅地造成地の安全の確保)

第二十一条 知事は、宅地造成地の地震に対する安全性について、調査し、研究し、及び防災上安全な基準を定めるよう努めなければならない。

(宅地造成地の検査)

第二十二条 知事は、地震に対して特に危険な宅地造成地については、宅地造成等規制法(昭和三十六年法律第百九十一号)の定めるところにより検査し、必要があると認めるときは、その改善について、助言し、勧告し、又は命ずることができる。

(地盤沈下の防止)

第二十三条 知事は、地盤沈下に起因する震災を防止するため、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成十二年東京都条例第二百十五号)の定めるところにより、地下水について揚水の抑制に努めなければならない。

#### 第四節 火災の防止等

(火災の防止)

第二十四条 知事は、地震による火災の発生及びその拡大を防止するため必要な施策を区市町村と連携を図りつつ、協力して積極的に推進するよう努めなければならない。

(初期消火)

第二十五条 都民は、火気を使用するときは、出火を防止するため、常時監視するとともに地震時の出火に備え、消火器等を配備し、初期消火に努めなければならない。

(火気使用器具の規制)

第二十六条 知事は、地震時に火災の危険性の高い設備及び器具の安全を確保し、出火を防止するため、その技術の開発及び普及啓発に努めるとともに、使用及び取扱いについて、火災予防条例(昭和三十七年東京都条例第六十五号)の定めるところにより、必要な規制を行わな

## 資料編

### 1 法令関係

なければならない。

(消防水利の確保及び消防力の強化)

第二十七条 知事は、地震による火災の拡大を防止するため、区市町村と連携を図りつつ、協力して消防水利の確保及び消防力の強化に努めなければならない。

2 知事は、その管理する公共施設及び特殊建築物を整備するときは、防火水槽又はこれに類する施設の設置に努めなければならない。

(建築物の不燃化)

第二十八条 知事は、地震による出火を防止するため、住宅その他の建築物の不燃化の促進に努めなければならない。

2 消防法第九条の三の指定可燃物その他指定可燃物に類する物品を取り扱う事業者は、その取り扱う施設の不燃化に努めなければならない。

(延焼遮断帯の整備)

第二十九条 知事は、地震による火災の拡大を防止するため、区市町村と連携を図りつつ、協力して延焼遮断帯(火災の拡大を防止する目的で設けられる道路、河川、鉄道、公園等の都市施設及びこれらと近接する不燃化された建築物等により構成される不燃空間をいう。)の整備に努めなければならない。

(危険物取扱施設の安全の確保)

第三十条 知事は、消防法第二条第七項の危険物、高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)第二条の高圧ガスその他これらに類する危険物を取り扱う施設の安全性について、調査し、研究し、及び防災上安全な基準を定めるよう努めなければならない。

(有害物取扱施設の安全の確保)

第三十一条 知事は、毒物、劇物、病原体及び毒素類、放射性物質その他これらに類する有害物を取り扱う施設の安全性について、調査し、研究し、及び防災上安全な基準を定めるよう努めなければならない。

### 第五節 防災広報及び防災教育

(防災広報)

第三十二条 知事は、区市町村と連携を図りつつ、協力して、防災に関する広報活動を積極的に実施し、都民の防災知識の向上及び防災意識の高揚に努めなければならない。

(防災教育)

第三十三条 都は、区市町村と連携を図りつつ、協力して、学校教育、社会教育等を通じて防災教育の充実に努め、並びに区市町村が次条から第三十六条までの防災組織及び地域の団体等を通じて行う防災教育に対し、支援及び協力を行うよう努めなければならない。

### 第六節 防災組織

(防災市民組織)

第三十四条 知事は、区市町村が行う地域の自主的な防災市民組織の育成に対し、支援及び協力をを行い、その充実が図られるよう努めなければならない。

(施設の防災組織)

第三十五条 事業者は、その管理する施設の防災組織の育成に努めなければならない。

(業種別の防災組織)

第三十六条 危険物、毒物、劇物、火薬類その他これらに類する物を取り扱う施設又は設備を管理する者は、業種別の防災組織の組織化に努めなければならない。

(防災リーダーの育成)

第三十七条 知事は、第三十四条の防災市民組織及び第三十五条の施設の防災組織の活動の促進を図るため、区市町村及び事業者と連携を図りつつ、協力してこれらの組織における防災

リーダー(これらの組織の行う出火防止、初期消火、救出及び応急手当等の震災対策活動において、適切な指示を与える等中心的役割を担う者をいう。以下この条において同じ。)の育成に努めるとともに、区市町村が行う防災リーダーの育成に対して、支援及び協力を行うよう努めなければならない。

#### 第七節 地域における相互支援ネットワークづくり

第三十八条 知事は、震災時に、支援活動を行う団体等が効果的な活動を行う環境を整備するため、区市町村が行う地域相互支援ネットワーク(当該区市町村の区域で活動する団体等が相互に連携し、補完し合うことにより、被災者に対して必要な支援活動を一体的に、かつ、効果的に行う仕組みをいう。)の育成の促進に必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

#### 第八節 ボランティアへの支援

第三十九条 知事は、ボランティアによる被災者に対する支援活動の円滑な実施を確保するため、区市町村と連携を図りつつ、協力して資器材の提供、活動拠点の提供等必要な支援を行うよう努めなければならない。

2 知事は、区市町村と連携を図りつつ、協力してボランティアの育成に努めなければならない。

#### 第九節 要援護者に対する施策

第四十条 知事は、区市町村が行う寝たきりの状態にある高齢者、障害者、外国人等震災時に援護を要する者に対する施策の促進に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

#### 第十節 防災訓練

(防災訓練の実施)

第四十一条 知事は、区市町村と連携を図りつつ、協力して防災訓練を積極的に行わなければならない。

2 前項に規定する防災訓練に参加した者が、当該防災訓練により死亡し、又は傷害を受けたときの補償については、東京都規則(以下「規則」という。)の定めるところによる。

(防災組織の訓練)

第四十二条 第三十四条から第三十六条までの防災組織の責任者は、震災の発生に備え、防災訓練を実施しなければならない。

2 前項の防災訓練を実施するときは、初期消火訓練、避難訓練、救出及び救助訓練並びに応急救護訓練について、特に配慮しなければならない。

3 知事は、第一項の防災組織が行う訓練に、職員の派遣を行うこと等により協力をするよう努めなければならない。

#### 第十一節 都民等の意見

第四十三条 都民等及び防災組織は、地域の安全性について常に監視し、地震に対して危険性のあるものについて知事に意見を述べることができる。

2 都民は、第四十七条の規定による避難場所の指定について、知事に意見を述べることができる。

3 知事は、前二項の規定により都民等及び防災組織の意見を聴いたときは、これを施策に反映するよう努めなければならない。

### 第三章 応急対策

#### 第一節 応急体制等の整備

(災害応急体制の整備)

第四十四条 知事は、震災時における避難並びに救出及び救助を円滑に行うため必要な体制の確立及び資器材の整備に努めなければならない。

## 資料編

### 1 法令関係

2 知事は、前項に規定するもののほか、救助活動を円滑に行うため必要な給水及び備蓄のための施設の整備に努めなければならない。

(情報連絡体制の整備等)

第四十五条 知事は、震災の発生に備え、あらかじめ、震災に関する情報の収集及び連絡の体制を整備し、並びに震災時に的確な情報を都民に周知する方法を講じなければならない。

(他団体への協力要請の方法)

第四十六条 知事は、震災の発生に備え、あらかじめ震災に関する情報の収集及び伝達に必要な他の地方公共団体その他の公共的団体等への協力要請の方法を確立しておかなければならない。

### 第二節 避難

(避難場所の指定)

第四十七条 知事は、震災時に拡大する火災から都民を安全に保護するため、広域的な避難を確保する見地から必要な避難場所をあらかじめ指定しなければならない。ただし、火災の拡大するおそれのない地区については、避難場所を指定しないことができる。

2 知事は、公営住宅を建設するときは、広場の確保に留意し、その防災機能の充実に努めなければならない。

(避難道路の指定)

第四十八条 知事は、広域的な避難を確保する見地から震災時に都民が避難場所に安全に避難するため必要な避難道路をあらかじめ指定しなければならない。

(避難場所及び避難道路周辺の不燃化)

第四十九条 知事は、避難場所及び避難道路の周辺に存する建築物その他の工作物の不燃化の促進に努めなければならない。

(避難誘導方法の確立)

第五十条 知事は、区市町村と連携を図りつつ、協力して震災の発生に備え、あらかじめ避難誘導の方法を確立しておかなければならない。

(車両による避難の禁止)

第五十一条 都民は、震災時に避難するときは、路上の混乱と危険を防止するため、道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第二条第八号の車両(以下「車両」という。)を使用してはならない。

2 震災時に走行中の車両の運転者は、当該震災時に行われる交通規制を遵守しなければならない。

### 第三節 救出及び救助の活動拠点等の確保

第五十二条 知事は、震災時において、被災者の救出及び救助並びに都民生活の再建及び都市の復興を円滑に行うため、その活動拠点等となる土地及び家屋の確保に努めなければならない。

2 知事は、前項の土地及び家屋の利用について、利用計画を作成し、必要があると認めるときは、これを修正するものとする。

3 前項の利用計画の作成及び実施に当たっては、知事は、国及び区市町村との調整に努めなければならない。

4 知事は、震災時に、災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)第九条第一項又は災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第七十一条第一項の規定による土地又は家屋の円滑な使用を確保するため、あらかじめ当該土地又は家屋を救出及び救助の活動拠点として指定することができる。この場合において、知事は、当該土地又は家屋を所有し、及び管理する者に対し、災害救助法及び災害対策基本法の規定その他必要な事項を説明し、協力を求め

るものとする。

(平二五条例一一四・一部改正)

#### 第四節 帰宅困難者対策

(帰宅困難者の事前準備)

第五十三条 事業所、学校等に通勤し、通学し、又は買物その他の理由により来店し、若しくは来所する者等で徒歩により容易に帰宅することが困難なもの(以下「帰宅困難者」という。)は、震災時における帰宅に係る安全を確保するため、あらかじめ徒歩による帰宅経路の確認、家族との連絡手段の確保その他必要な準備を行うよう努めなければならない。

(帰宅困難者対策の実施)

第五十四条 知事は、震災時における帰宅困難者の帰宅に係る混乱を防止するため、あらかじめ区市町村並びに都の区域に近接する県及び市町村と連携を図りつつ、協力して帰宅困難者の円滑な帰宅を確保する対策を行うよう努めなければならない。

### 第四章 復興対策

#### 第一節 震災復興の推進

(平一五条例一二四・節名追加)

(震災復興体制の確立)

第五十五条 知事は、震災により重大な被害を受けた場合で、速やかに計画的な都市の復興等を図るため必要と認めるときは、東京都震災復興本部の設置に関する条例(平成十年東京都条例第七十七号)に基づく体制をとるものとする。

(震災復興計画の策定及び震災復興事業の推進)

第五十六条 知事は、前条に規定する場合は、広域的な復興を推進する見地から、速やかに震災復興計画を策定しなければならない。

- 2 知事は、前項の計画に基づいて震災復興事業の推進に努めなければならない。
- 3 知事は、第一項の震災復興計画の策定及び前項の震災復興事業の実施を円滑に推進するため、あらかじめ震災復興に関する施策及び手続を定めることができる。この場合において、知事は、当該施策及び手続を都民に周知しなければならない。
- 4 知事は、震災復興計画の策定及び震災復興事業の推進に当たり、区市町村との調整に努めなければならない。

(平一五条例一二四・一部改正)

#### 第二節 地域協働復興

(平一五条例一二四・追加)

(地域協働復興に対する理解の促進等)

第五十七条 知事は、地域協働復興(震災後において、都民が相互に協力し、事業者、ボランティア及び知事その他の行政機関との協働により、自主的に自らの生活の再建及び居住する地域の復興を進めることをいう。以下同じ。)に対する都民等の理解を深めるよう努めるとともに、都民の自発的な意思に配慮して、地域協働復興に関する活動を促進しなければならない。

(平一五条例一二四・追加)

(復興市民組織)

第五十八条 知事は、区市町村が行う復興市民組織(地域協働復興に関する活動を行う市民組織をいう。以下同じ。)の育成に対し、支援及び協力をを行い、その充実が図られるよう努めなければならない。

- 2 知事は、地域協働復興に関する活動の円滑な実施を確保するため、区市町村と連携を図りつつ、協力して、復興市民組織に対し、情報の提供、相談体制の充実、資器材の提供等必要

## 資料編

### 1 法令関係

な支援を行うよう努めなければならない。

(平一五条例一二四・追加)

### 第五章 委任

第五十九条 この条例の施行に必要な事項は、規則で定める。

(平一五条例一二四・旧第五十七条繰下)

附 則

この条例は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則(平成一五年条例第一二四号)

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則(平成二五年条例第一一四号)

この条例は、災害対策基本法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第五十四号)第三条の規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

(施行の日＝平成二五年一〇月一日)

## 第15 東京都震災対策条例施行規則

〔平成13年3月30日  
規則第52号〕

東京都震災対策条例施行規則を公布する。

東京都震災対策条例施行規則

東京都震災予防条例施行規則（昭和四十七年東京都規則第八十五号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 この規則は、東京都震災対策条例（平成十二年東京都条例第二百二号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（事業所防災計画に規定すべき事項）

第二条 条例第十条の規定に基づき事業者が作成する事業所防災計画に規定すべき事項は、震災に備えての事前計画、震災時の活動計画その他の防災上必要な事項とし、消防総監が別に定める。

（事業所防災計画を届け出なければならない施設）

第三条 条例第十一条に規定する知事が指定する施設は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条に規定する指定公共機関、指定地方公共機関その他これらに準ずる機関が管理する施設のうちから、消防総監が別に定める。

（事業所防災計画の届出）

第四条 条例第十一条の規定による届出をしようとする事業者は、消防総監が別に定める様式による届出書を、所轄の消防署長を経由して消防総監に提出しなければならない。

2 前項の届出書の提出部数は、正副各一部とする。

3 前二項に定めるもののほか、届出に関し必要な事項は、消防総監が定める。

（地域危険度の測定）

第五条 知事は、条例第十二条第一項に規定する地震に関する地域の危険度の調査及び研究に係る測定については、おおむね五年ごとに実施しなければならない。

（強震計を設置する工作物）

第六条 条例第十二条第二項の規定により強震計を設置する工作物は、次に掲げるものとする。

- 一 公立学校
- 二 公営共同住宅
- 三 庁舎及び公会堂
- 四 橋及び鉄道
- 五 ダム、堤防及び水門
- 六 岸壁及びさん橋
- 七 その他防災対策上特に重要な工作物

2 前項の工作物に強震計を設置するときは、地盤の性質、工作物の構造及び用途並びに強震計の地域的分布を考慮しなければならない。

（特殊建築物等の指定）

第七条 条例第十六条の規定により知事が指定する特殊建築物及び地下街は、東京都建築基準法施行細則（昭和二十五年東京都規則第九十四号）第十条の表の（い）欄各項に掲げる用途に供するもので、その用途に供する部分が、同表の（ろ）欄の当該各項に掲げる規模又は階のものとする。

（重要建築物の種類）

第八条 条例第十七条第一号のその他の官公庁建築物は、次に掲げるものとする。

## 資料編

### 1 法令関係

- 一 消防署、警察署、都の本庁舎、地域防災センター及び防災通信施設
  - 二 建設事務所、東京港建設事務所、東京港管理事務所及び空港管理事務所
  - 三 治水事務所
  - 四 都立葬儀所
  - 五 保健所、浄水場、給水所及び下水処理場
  - 六 防災備蓄倉庫及び中央卸売市場
  - 七 災害対策住宅及び職務住宅
- 2 条例第十七条第二号のその他これらに準ずる建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 東京都養護老人ホーム条例（平成十一年東京都条例第百三十六号）に規定する養護老人ホーム及び東京都立ナーシングホーム条例（平成十一年東京都条例第百三十五号）に規定するナーシングホーム
- 二 都立の障害児者施設（平二〇規則一〇七・一部改正）

（落下危険物の安全性の基準）

第九条 条例第二十条に規定する落下危険物の落下を防止するための防災上安全な基準は、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三十九条の定めによる。

（宅地造成地の安全性の基準）

第十条 条例第二十一条に規定する宅地造成地の地震に対する防災上安全な基準は、宅地造成等規制法施行令（昭和三十七年政令第十六号）第二章に定める工事の技術的基準とする。

（有害物取扱施設の安全性の基準）

第十一条 条例第三十一条に規定する有害物を取り扱う施設の防災上安全な基準は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第十三条に定めるもののほか、厚生労働大臣が定める基準とする。

（防災訓練の範囲）

第十二条 条例第四十一条第一項に規定する防災訓練は、次に掲げるものとする。

- 一 東京都が主催するもの
- 二 警視庁又は警察署が主催するもの
- 三 東京消防庁又は東京消防庁所管の消防署が主催するもの

（災害補償の実施）

第十三条 知事は、条例第四十一条第二項の規定に基づき、前条の防災訓練に参加した者が、当該防災訓練上の事故（以下単に「事故」という。）により、死亡し、又は負傷し、若しくは障害の状態となった場合は、その者に係る災害補償として、次条から第十七条まで及び第十九条から第二十二条までに定めるところにより災害補償を受けるべき者又は遺族に対し、支給する。

（災害補償の種類）

第十四条 前条の規定により知事が支給する災害補償の種類は、次に掲げるものとする。

- 一 入院療養補償
- 二 通院療養補償
- 三 休業補償
- 四 後遺障害一時金
- 五 死亡一時金

（災害補償の金額）

第十五条 入院療養補償、通院療養補償及び休業補償は、事故により負傷した者が、別表第一の上欄に掲げる区分に応じて、同表中欄に掲げる災害補償の要件に該当する場合に、同表下欄に掲げる方法により計算して得た金額を支給する。ただし、同一の事故により入院



療養補償及び通院療養補償を併せて行う場合には、三十一万五千円を限度とする。

(後遺障害一時金)

第十六条 後遺障害一時金は、第十二条の防災訓練に参加した者が、事故により障害の状態になった場合で、当該障害が固定した日から起算して百八十日以内で、かつ、事故発生の日から起算して一年六箇月以内において、別表第二に定める後遺障害があるときに、当該後遺障害の程度に対応する等級ごとに定める金額を支給する。ただし、当該後遺障害が同表に定める後遺障害の二以上に該当する場合の等級は、重い後遺障害に対応する等級による。

2 事故発生の日から起算して一年六箇月を経過してもなお治療を要する場合で、かつ、別表第二に定める後遺障害があるため、知事が補償を行う必要があると認めたときは、同項の規定を準用する。

3 前二項の規定にかかわらず、障害のある者が、事故を原因として同一部位について障害の程度を加重することとなった場合には、これらの規定の例により算出した金額から従前の障害に対応するこれらの規定の例により算出した金額を差し引いた金額を支給する。

(死亡一時金)

第十七条 死亡一時金は、第十二条の防災訓練に参加した者が、事故を原因として、事故発生の日から起算して百八十日を経過する日までに死亡した場合に、その者の遺族（特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例（昭和四十一年東京都条例第八十四号）第十一条の規定において、「遺族補償金」を「死亡一時金」と、「消防団員等」を「死亡した者」と読み替えて準用する遺族とする。以下同じ。）に対し支給し、その額は、七百万円とする。

(訓練会場までの往復経路上の事故に対する災害補償)

第十八条 知事は、第十二条に規定する防災訓練に参加するため防災訓練会場までの往復経路（合理的な経路及び方法によるものに限る。）上において、死亡し、又は負傷し、若しくは障害の状態となった場合は、災害補償を受けるべき者又は遺族に対し、前三条の規定を準用する。ただし、支給する金額は、これらの規定に従って算出した金額の二分の一を限度として知事が定めるものとする。

(災害補償金計算の特例)

第十九条 正当な理由なくその治療を怠ったため、障害の程度を加重することとなった場合は、その影響がなかったものとして、前四条の規定を適用する。

2 事故等（事故及び前条に規定する場合をいう。以下同じ。）の発生時に既に有していた疾病又は事故等後その障害の原因となった事故等と関係なく生じた障害若しくは疾病の影響により、当該障害の程度を加重することとなったときは、それらの影響がなかったものとして、前四条の規定を適用する。

3 知事は、災害補償の原因となった事故等の発生について本人に重大な過失があるときは、その過失の程度に応じてその災害補償の金額を減額することができる。

(防災訓練に係る災害補償の認定)

第二十条 第十二条に規定する防災訓練の主催者（以下「主催者」という。）は、その主催した防災訓練において事故等が発生した場合は、事故等の発生の日から七日以内に知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告を受けた場合は、その内容を審査した結果、災害補償の対象になると決定したときは、主催者を經由して、その補償を受けるべき者又は遺族に対し、速やかに災害補償の認定の通知をしなければならない。

(災害補償の請求及び決定)

## 資料編

### 1 法令関係

第二十一条 災害補償を受けようとする者は、前条第二項の災害補償の認定の通知を受けた後、次の各号の区分に応じてそれぞれ当該各号に定めるときに、知事に速やかに補償の請求を行わなければならない。

一 入院療養補償、通院療養補償及び休業補償 当該療養又は休業が終了したとき。ただし、その療養又は休業が一月を超えるときは、一月ごとに、当該月を経過したとき。

二 後遺障害一時金 当該後遺障害が固定したとき。

三 死亡一時金 災害認定の通知を受けたとき又は、事故等の発生の日から起算して百八十日を経過する日までに死亡した場合の当該死亡したとき。

2 知事は、前項の規定による補償の請求を受けたときは、速やかに災害補償金額を決定し、その旨を請求者に対して通知しなければならない。

(災害補償に係る事項の委任)

第二十二条 第十三条から前条までに定めるもののほか、防災訓練に参加した者に対する災害補償に関し必要な事項は、総務局長が別に定める。

(避難場所の指定基準)

第二十三条 条例第四十七条第一項に規定する避難場所は、次に掲げる条件を満たしていなければならない。

一 周辺の市街地構成の状況から大震火災時のふく射熱に対して安全な面積を有する場所であること。

二 避難場所の内部において震災時に避難者の安全性を著しく損なうおそれのある施設が存在しないこと。

(避難道路の指定基準)

第二十四条 条例第四十八条に規定する避難道路は、避難場所と当該避難場所に避難しなければならない人の居住地との距離が長く、又は火災による延焼の危険性が著しく、自由に避難することが困難な地域について指定するものとする。

2 前項に規定する避難道路は、幅員十五メートル以上のものとする。

(避難場所又は道路の指定等の告示)

第二十五条 知事は、条例第四十七条の避難場所又は条例第四十八条の避難道路を指定し、又は取り消したときは、速やかに告示しなければならない。

(土地及び家屋の利用計画)

第二十六条 条例第五十二条第二項に規定する土地及び家屋の利用計画には、次に掲げる事項のための利用方法を定めるものとする。

一 救出及び救助活動

二 災害時におけるヘリコプター緊急離着陸

三 ボランティアの活動

四 生活物資の集積及び輸送

五 公営住宅等の建設

六 庁舎の建設

七 その他知事が必要と認める事項

(活動拠点の指定等の告示)

第二十七条 知事は、条例第五十二条第四項に規定する救出及び救助の活動拠点を指定し、又は取り消したときは、速やかに告示しなければならない。

附 則

1 この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に知事及び区市町村が行う防災訓練

に参加した都民が、当該防災訓練により死亡し、又は傷害を受けた場合で、施行日において現に補償の決定を受けていない都民に対する補償については、この規則による改正後の東京都震災対策条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第十三条から第二十二條までの規定を適用する。

- 3 この規則の施行の際現に特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例の例により補償を受けている者又は補償の決定を受けている者に対する補償については、改正後の規則第十三条から第二十二條までの規定にかかわらず、同条例の例による。

附 則（平成二〇年規則第一〇七号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表第一 災害補償の金額（第十五条関係）

災害補償の種類	災害補償の要件	災害補償の金額
一 入院療養補償	事故により負傷し、治療を受けるため病院等に入院したとき。	三千五百円に入院日数を乗じて得た金額とする。ただし、入院日数が九十日を超えるときは九十日とする。
二 通院療養補償	事故により負傷し、治療を受けるため病院等に一週間以上通院したとき。	二千五百円に実通院日数を乗じて得た金額とする。ただし、当該事故発生の日から起算して九十日以内の通院に限る。
三 休業補償	事故により負傷し、就業できないとき。	三千円に実休業日数を乗じて得た金額とする。ただし、午後五時を経過した後に発生した事故の当日は、実休業日数に含めず、実休業日数が九十日を超えるときは九十日とする。

別表第二 災害補償後遺障害等級表（第十六条関係）

等級	金額	後遺障害の程度
第一級	七百万円	一 両眼が失明したもの 二 一眼が失明し、他眼の視力が〇・〇二以下になったもの 三 両眼の視力が〇・〇二以下になったもの 四 咀嚼及び言語の機能を廃したもの 五 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 六 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 七 両上肢を腕関節以上で失ったもの 八 両上肢の用を全廃したもの 九 両下肢を足関節以上で失ったもの 十 両下肢の用を全廃したもの
第二級	五百五十万円	一 一眼が失明し、他眼の視力が〇・〇六以下になったもの 二 両眼の視力が〇・〇六以下になったもの 三 咀嚼又は言語の機能を廃したもの 四 咀嚼及び言語の機能に著しい障害を残すもの 五 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 六 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの

等級	金額	後遺障害の程度
		七 両耳の聴力を全く失ったもの 八 一上肢をひじ関節以上で失ったもの 九 一下肢をひざ関節以上で失ったもの 十 両手の手指の全部を失ったもの 十一 両手の手指の全部の用を廃したもの 十二 両足をリスフラン関節以上で失ったもの
第三級	四百万円	一 一眼が失明し、他眼の視力が〇・一以下になったもの 二 両眼の視力が〇・一以下になったもの 三 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 四 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 五 咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの 六 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの 七 一耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が四十センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 八 脊柱に著しい奇形又は運動障害を残すもの 九 一上肢を腕関節以上で失ったもの 十 一上肢の用を全廃したもの 十一 一上肢の三大関節中の二関節の用を廃したもの 十二 一下肢を足関節以上で失ったもの 十三 一下肢の用を全廃したもの 十四 一下肢の三大関節中の二関節の用を廃したもの 十五 一手の五の手指又は母指及び示指を含み四の手指を失ったもの 十六 両足の足指の全部を失ったもの
第四級	三百万円	一 一眼が失明し、他眼の視力が〇・六以下になったもの 二 一眼が失明し、又は一眼の視力が〇・〇二以下になったもの 三 両耳の聴力が四十センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 四 一耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 五 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 六 胸腹部臓器の機能に障害等を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 七 脊柱に運動障害を残すもの 八 一手の母指及び示指を失ったもの又は母指若しくは示指を含み三以上の手指を失ったもの 九 一手の母指を含み二の手指を失ったもの 十 一手の五の手指又は母指及び示指を含み四の手指の用を廃したもの 十一 一手の母指及び示指又は母指若しくは示指を含み三以上の手指の用を廃したもの 十二 両足の足指の全部の用を廃したもの 十三 一足をリスフラン関節以上で失ったもの 十四 一上肢に仮関節を残すもの 十五 一上肢に仮関節を残し、著しい運動障害を残すもの 十六 一上肢の三大関節中の一関節の用を廃したもの 十七 一下肢を五センチメートル以上短縮したもの

等級	金額	後遺障害の程度
		十八 一下肢に仮関節を残すもの 十九 一下肢に仮関節を残し、著しい運動障害を残すもの 二十 一下肢の三大関節中の一関節の用を廃したものの 二十一 一足の足指の全部を失ったもの 二十二 女子の外 <sup>ぼう</sup> 貌に著しい醜状を残すもの 二十三 両側の <sup>こう</sup> 睾丸を失ったもの 二十四 <sup>ひ</sup> 脾臓又は一側の <sup>じん</sup> 腎臓を失ったもの
第五級	二百万円	一 両眼の視力が〇・六以下になったもの 二 両眼に半盲症、視野 <sup>さく</sup> 狭窄又は視野変状を残すもの 三 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 四 一眼の視力が〇・一以下になったもの 五 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの 六 <sup>そしやく</sup> 咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの 七 両耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 八 一耳の聴力を全く失ったもの 九 一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難な程度になったもの 十 一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの 十一 十四歯以上に対し <sup>てつ</sup> 歯科補綴を加えたもの 十二 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 十三 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 十四 一手の母指を失ったもの、示指を含み二の手指を失ったもの又は母指及び示指以外の三の手指を失ったもの 十五 一手の示指を失ったもの又は母指及び示指以外の二の手指を失ったもの 十六 一手の母指を含み二の手指の用を廃したもの 十七 一手の母指の用を廃したもの、示指を含み二の手指の用を廃したもの又は母指及び示指以外の三の手指の用を廃したもの 十八 一下肢を三センチメートル以上短縮したもの 十九 一下肢の三大関節中の一関節の機能に著しい障害を残すもの 二十 一上肢の三大関節中の一関節の機能に著しい障害を残すもの 二十一 一足の第一の足指又は他の四の足指を失ったもの 二十二 一足の第一の足指を含み二以上の足指を失ったもの 二十三 一足の足指の全部の用を廃したもの 二十四 生殖器に著しい障害を残すもの
第六級	百三十万円	一 両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 二 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 三 一眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 四 一眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 五 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 六 七歯以上に対し <sup>てつ</sup> 歯科補綴を加えたもの 七 両耳の聴力が一メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの

等級	金額	後遺障害の程度
		八 一耳の聴力が四十センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 九 耳の耳殻の大部分を欠損したもの 十 胸腹部臓器に障害を残すもの 十一 脊柱に奇形を残すもの 十二 鎖骨、胸骨、ろく骨、けんこう骨又は骨盤骨に著しい奇形を残すもの 十三 長管骨に奇形を残すもの 十四 一上肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの 十五 一手の中指又は薬指を失ったもの 十六 一手の示指の用を廃したものの又は母指及び示指以外の二の手指の用を廃したもの 十七 一手の中指又は薬指の用を廃したもの 十八 一下肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの 十九 一足の第二の足指を失ったもの、第二の足指を含み二の足指を失ったもの又は第三の足指以下の三の足指を失ったもの 二十 一足の第一の足指を含み二以上の足指の用を廃したもの 二十一 一足の第一の足指又は他の四の足指の用を廃したもの 二十二 局部に頑固な神経症状を残すもの 二十三 男子の外貌に著しい醜状を残すもの 二十四 女子の外貌に醜状を残すもの
第七級	七十万円	一 一眼の視力が〇・六以下になったもの 二 一眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの 三 両眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの 四 一眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの 五 三歯以上に対して歯科補綴を加えたもの 六 一耳の聴力が一メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの 七 上肢の露出面に手の平の大きさの醜いあとを残すもの 八 一手の小指を失ったもの 九 一手の母指の指骨の一部を失ったもの 十 一手の示指の指骨の一部を失ったもの 十一 一手の母指及び示指以外の手指の指骨の一部を失ったもの 十二 一手の示指の末関節を屈伸することができなくなったもの 十三 一手の母指及び示指以外の手指の末関節を屈伸することができなくなったもの 十四 一手の小指の用を廃したもの 十五 一下肢を一センチメートル以上短縮したもの 十六 下肢の露出面に手の平の大きさの醜いあとを残すもの 十七 一足の第三の足指以下の一又は二の足指を失ったもの 十八 一足の第二の足指の用を廃したものの又は第二の足指を含み二の足指の用を廃したもの若しくは第三の足指以下の三の足指の用を廃したもの 十九 一足の第三足指以下の一又は二足指の用を廃したもの 二十 局部に神経症状を残すもの 二十一 男子の外貌に醜状を残すもの

## 第16 東京都帰宅困難者対策条例

### 東京都帰宅困難者対策条例

#### 目次

- 第一章 総則（第一条－第六条）
- 第二章 一斉帰宅抑制に係る施策の推進（第七条－第九条）
- 第三章 安否確認及び情報提供（第十条・第十一条）
- 第四章 一時滞在施設の確保（第十二条）
- 第五章 帰宅支援（第十三条）
- 第六章 雑則（第十四条）

#### 附則

### 第一章 総則

#### （目的）

第一条 この条例は、大規模な地震その他の災害（以下「大規模災害」という。）が発生したことに伴い、公共交通機関が運行を停止し、当分の間復旧の見通しが無い場合において、多数の帰宅困難者（事業所、学校等に通勤し、通学し、又は買物その他の理由により来店し、若しくは来所する者等で徒歩により容易に帰宅することが困難なものをいう。）が生じることによる混乱及び事故の発生等を防止するために、東京都（以下「都」という。）、都民及び事業者（事業を行う法人その他の団体又は事業を行う場合における個人をいう。以下同じ。）の責務を明らかにし、帰宅困難者対策の推進に必要な体制を確立するとともに、施策の基本的事項を定めることにより、帰宅困難者対策を総合的かつ計画的に推進し、もって都民の生命、身体及び財産の保護並びに首都機能の迅速な回復を図ることを目的とする。

#### （知事の責務）

第二条 知事は、特別区及び市町村（以下「区市町村」という。）、事業者その他関係機関と連携し、大規模災害の発生時における帰宅困難者による混乱及び事故の発生等を防止するため、帰宅困難者対策について実施計画を策定し、総合的に推進しなければならない。

2 知事は、大規模災害の発生により、多数の帰宅困難者が生じ、又は生じるおそれがあると認める場合並びに帰宅困難者による混乱及び事故の発生等の危険性が回避され、安全に帰宅することができる場合、区市町村、事業者その他関係機関との連携及び協力の下に、必要な措置を講じなければならない。

3 知事は、前二項に規定する帰宅困難者対策を実施するに当たっては、高齢者、障害者、外国人等の災害時に援護を要する者に対して、特に配慮しなければならない。

#### （都民の責務）

第三条 都民は、大規模災害の発生に備えて、あらかじめ、家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保、待機し、又は避難する場所の確認、徒歩による帰宅経路の確認その他必要な準備を行うよう努めなければならない。

2 都民は、大規模災害の発生時に自らの安全を確保するため、むやみに移動しないよう努めるとともに、都、区市町村、事業者その他関係機関が行う帰宅困難者対策に協力し、かつ、自発的な防災活動を行うよう努めなければならない。

#### （事業者の責務）

第四条 事業者は、その社会的責任を認識して、事業者の安全並びに管理する施設及び設備

の安全性の確保に努めるとともに、大規模災害の発生時において、都、区市町村、他の事業者その他関係機関と連携し、帰宅困難者対策に取り組むよう努めなければならない。

- 2 事業者は、あらかじめ、大規模災害の発生時における事業者との連絡手段の確保に努めるとともに、家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保、待機し、又は避難する場所の確認、徒歩による帰宅経路の確認その他必要な準備を行うことを従業者へ周知するよう努めなければならない。
- 3 事業者は、管理する施設の周辺において多数の帰宅困難者が生じることによる混乱及び事故の発生等を防止するため、都、区市町村、他の事業者その他関係機関及び当該施設の周辺地域における住民との連携及び協力に努めなければならない。
- 4 事業者は、あらかじめ、大規模災害の発生時における従業者の施設内での待機に係る方針、安全に帰宅させるための方針等について、東京都震災対策条例（平成十二年東京都条例第二百二号）第十条に規定する事業所防災計画その他の事業者が防災のために作成する計画において明らかにし、当該計画に従業者へ周知するとともに、定期的に内容の確認及び改善に努めなければならない。

（帰宅困難者対策実施状況の報告）

第五条 知事は、帰宅困難者対策の実施状況を確認するため、事業者等（前条及び次章から第五章までの規定に係る帰宅困難者対策を実施する者をいう。以下同じ。）に報告を求めることができる。

（事業者等に対する支援）

第六条 知事は、必要があると認めるときは、事業者等に対して支援を行うものとする。

## 第二章 一斉帰宅抑制に係る施策の推進

（従業者の一斉帰宅抑制）

第七条 事業者は、大規模災害の発生時において、管理する事業所その他の施設及び設備の安全性並びに周辺の状況を確認の上、従業者に対する当該施設内での待機の指示その他の必要な措置を講じることにより、従業者が一斉に帰宅することの抑制に努めなければならない。

- 2 事業者は、前項に規定する従業者の施設内での待機を維持するために、知事が別に定めるところにより、従業者の三日分の飲料水、食糧その他災害時における必要な物資を備蓄するよう努めなければならない。

（公共交通事業者等による利用者の保護）

第八条 鉄道事業者その他公共交通事業者は、公共交通機関の運行の停止により管理する施設内において多数の帰宅困難者が生じた場合は、管理する施設及び設備の安全性並びに周辺の状況を確認の上、都、区市町村、他の事業者その他関係機関と関連し、当該施設内での待機に係る案内、安全な場所への誘導その他公共交通機関の利用者の保護のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

- 2 百貨店、展示場、遊技場等の集客施設に係る設置者又は管理者は、設置し、又は管理する施設内で多数の帰宅困難者が生じた場合は、設置し、又は管理する施設及びその他関係機関と連携し、当該施設内での待機に係る案内、安全な場所への誘導その他施設利用者の保護のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。
- 3 前二項に規定する施設以外の施設に係る設置者又は管理者は、前二項の規定に準じて、施設利用者の保護のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

（学校等における生徒等の安全確保）



第九条 学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号。以下この条において「法」という。）第一条に規定する学校をいう。）、専修学校（法第二百二十四条に規定する専修学校をいう。）及び各種学校（法第三百四十四条に規定する各種学校をいう。）並びに保育所その他の子育て支援を行うことを目的とする施設の設置者又は管理者は、大規模災害の発生時に、設置し、又は管理する施設及び設備の安全性並びに周辺の状態を確認の上、幼児、児童、生徒等に対し、当該施設内での待機の指示その他安全確保のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

### 第三章 一斉帰宅抑制に係る施策の推進

（安否確認及び情報提供のための体制整備）

第十条 知事は、大規模災害の発生時において、安否情報の確認及び災害関連情報その他の情報（以下「災害関連情報等」という。）の提供を行うため、区市町村、事業者その他関係機関との連携及び協力の下に、情報通信基盤の整備及び災害関連情報等を提供するために必要な体制を確立しなければならない。

（安否確認手段の周知等）

第十一条 知事は、大規模災害の発生時において都民及び事業者等に対して安否情報の確認手段の周知及び災害関連情報等の提供を行わなければならない。

2 事業者等は、大規模災害の発生時において従業者、利用者等に対して安否情報の確認手段の周知及び災害関連情報等の提供に努めなければならない。

### 第四章 一時滞在施設の確保

（一時滞在施設の確保等）

第十二条 知事は、都が所有し、又は管理する施設の中から、大規模災害の発生時に帰宅困難者を一時的に受け入れる施設（以下この条において「一時滞在施設」という。）を指定し、都民及び事業者等に周知しなければならない。

2 知事は、一時滞在施設の確保に向け、都が所有し、又は管理する施設以外の公共施設又は民間施設に関し、国、区市町村及び事業者に協力を求め、帰宅困難者を受け入れる体制を整備しなければならない。

3 知事は、区市町村、事業者その他関係機関と連携し、大規模災害の発生時において帰宅困難者の一時滞在施設への円滑な受入れのために必要な措置を講じなければならない。

### 第五章 帰宅支援

（帰宅支援）

第十三条 知事は、区市町村、事業者その他関係機関との連携及び協力の下に、大規模災害の発生時における公共交通機関の運行の停止に係る代替の交通手段及び運送手段並びに災害時帰宅支援ステーション（徒歩により帰宅する者に飲料水、便所、災害関連情報等の提供等を行う店舗等をいう。）を確保するとともに、災害関連情報等の提供その他必要な措置を講じることにより、帰宅する者の安全かつ円滑な帰宅を支援しなければならない。

資料編

1 法令関係

第六章 雑則

(委任)

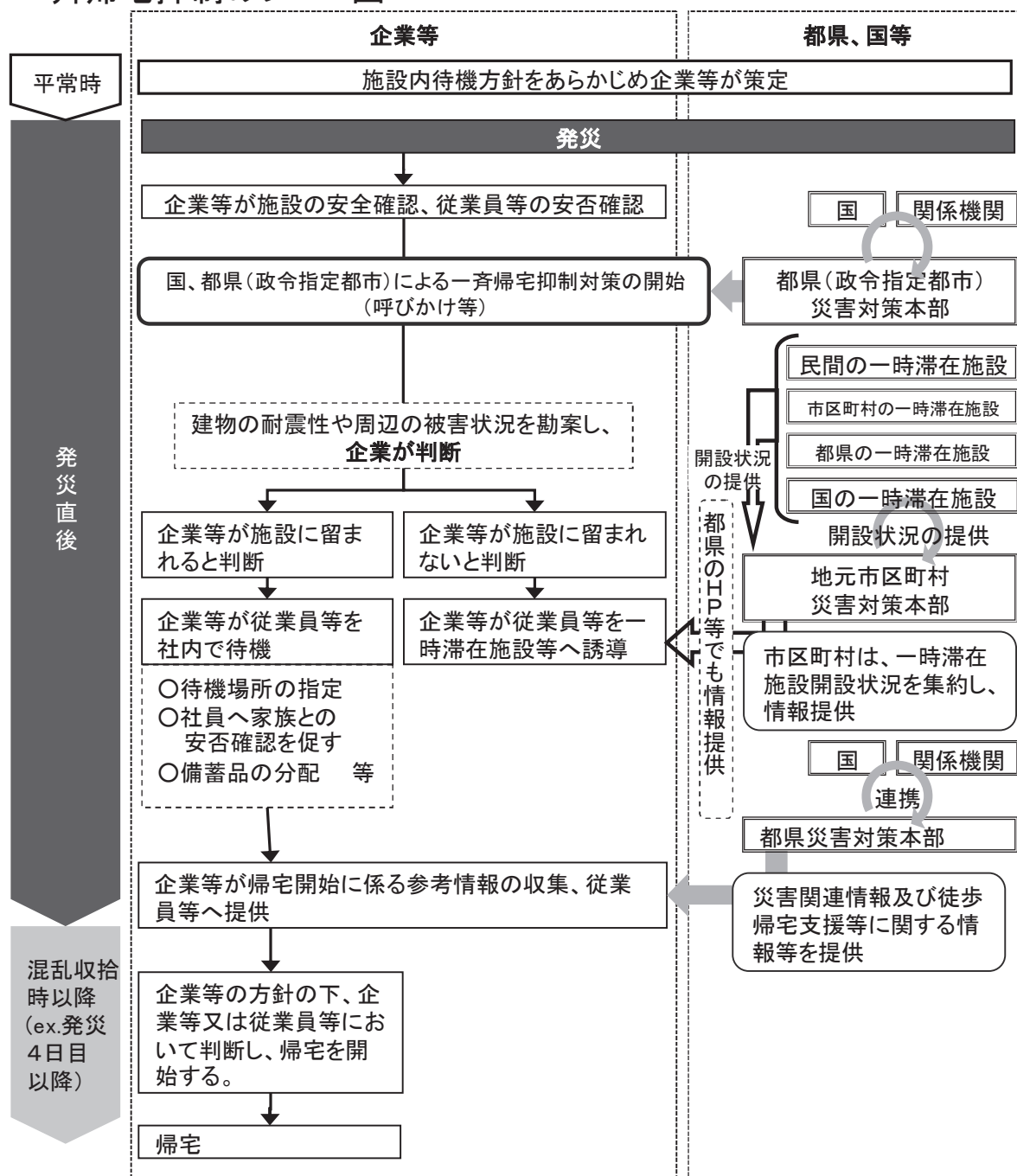
第十四条 この条例の施行について必要な事項は、知事が定める。

附 則

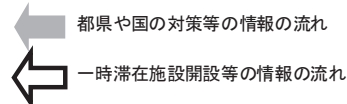
この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

## 第17 事業所における帰宅困難者対策ガイドライン

### 一斉帰宅抑制のフロー図

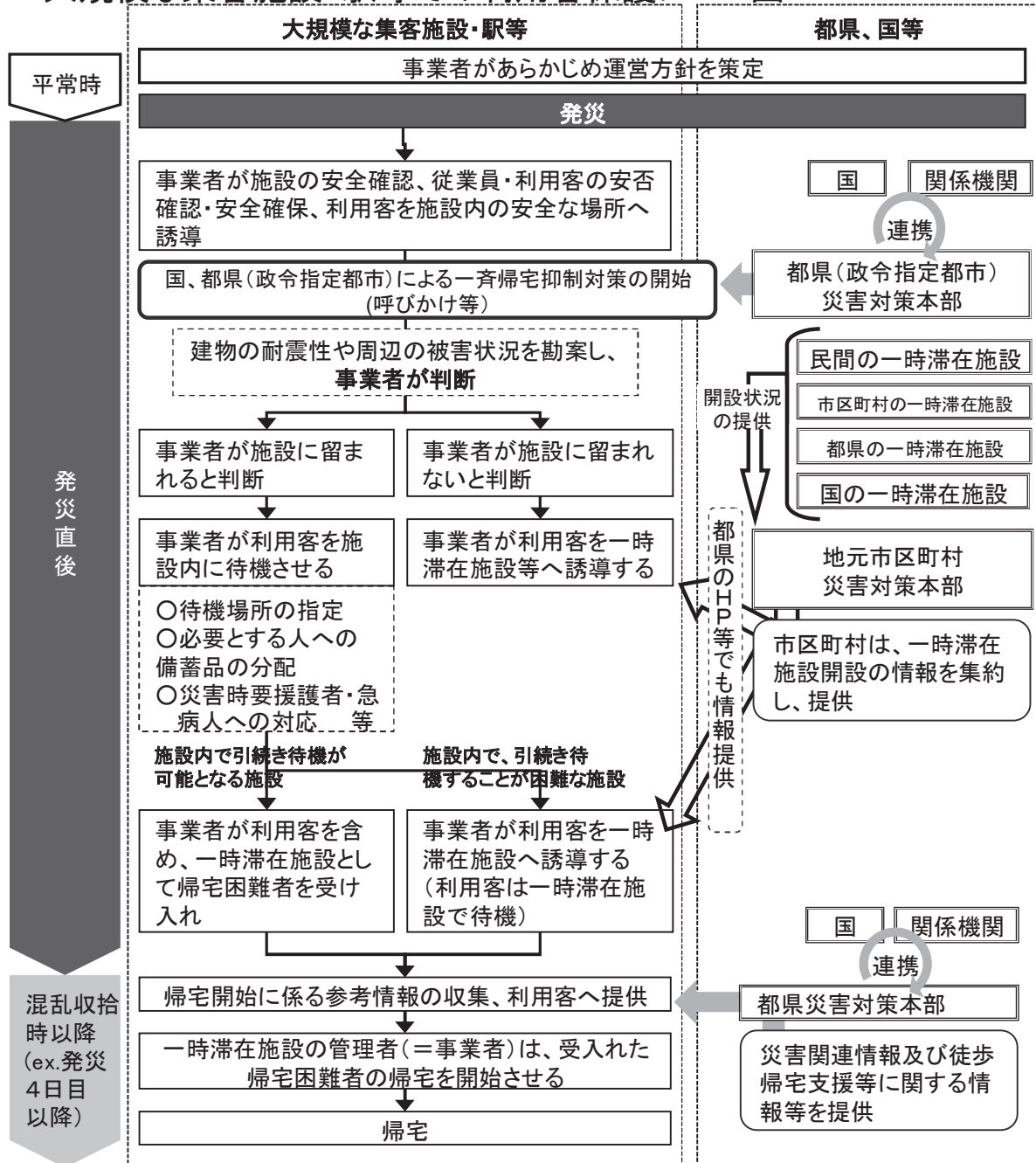


災害関連情報については、都県、国、市区町村、関係機関から、メディア等を通じて、随時行う。



第18 大規模な集客施設や駅等における帰宅困難者対策ガイドライン

大規模な集客施設・駅等での利用客保護フロー図



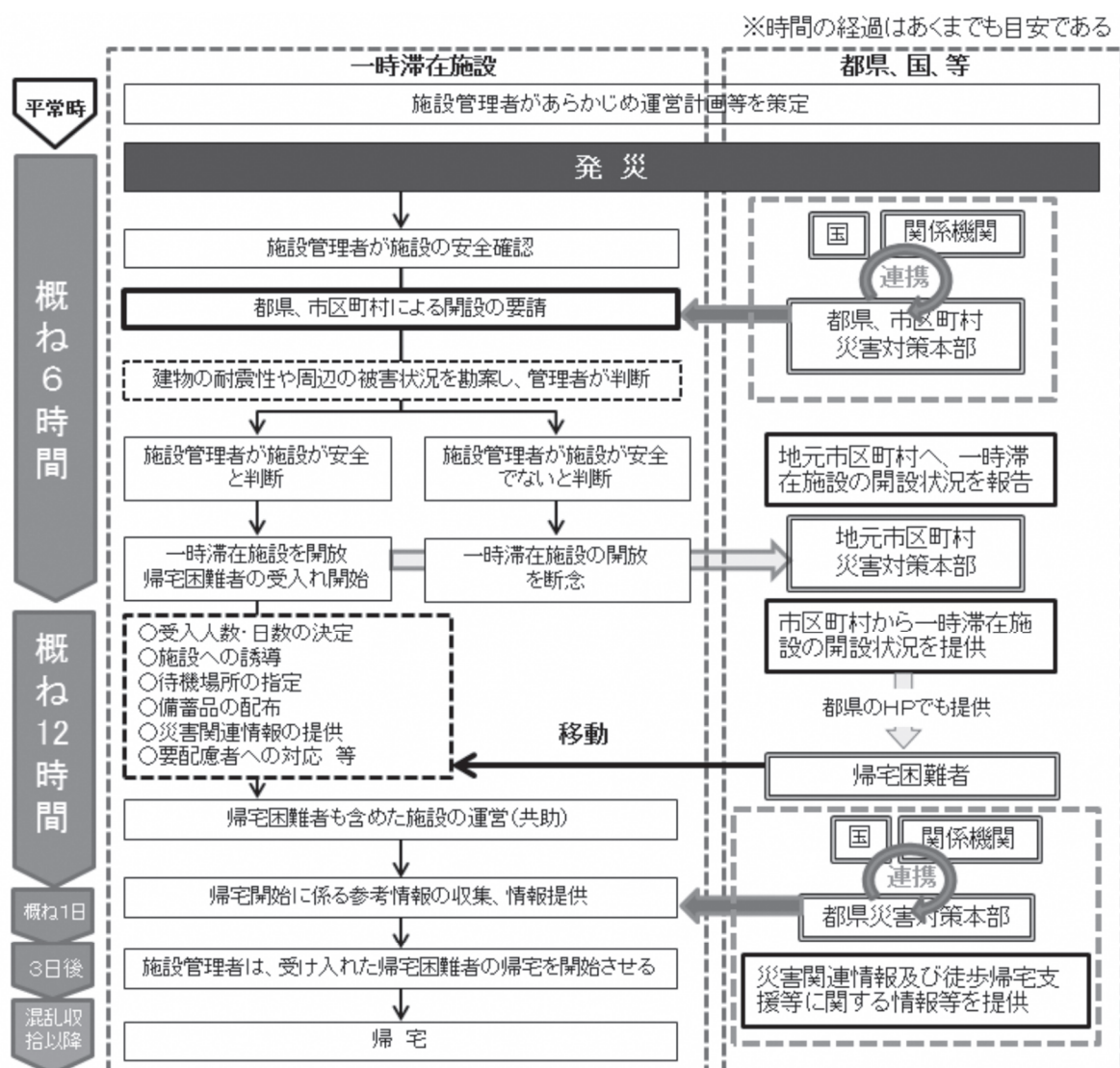
※駅前滞留者対策協議会のような企業の集合体も想定している

災害関連情報については、都県、国、市区町村、関係機関から、メディア等を通じて、随時行う。

都県や国の対策等の情報の流れ

一時滞在施設開設等の情報の流れ

## 第19 一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン

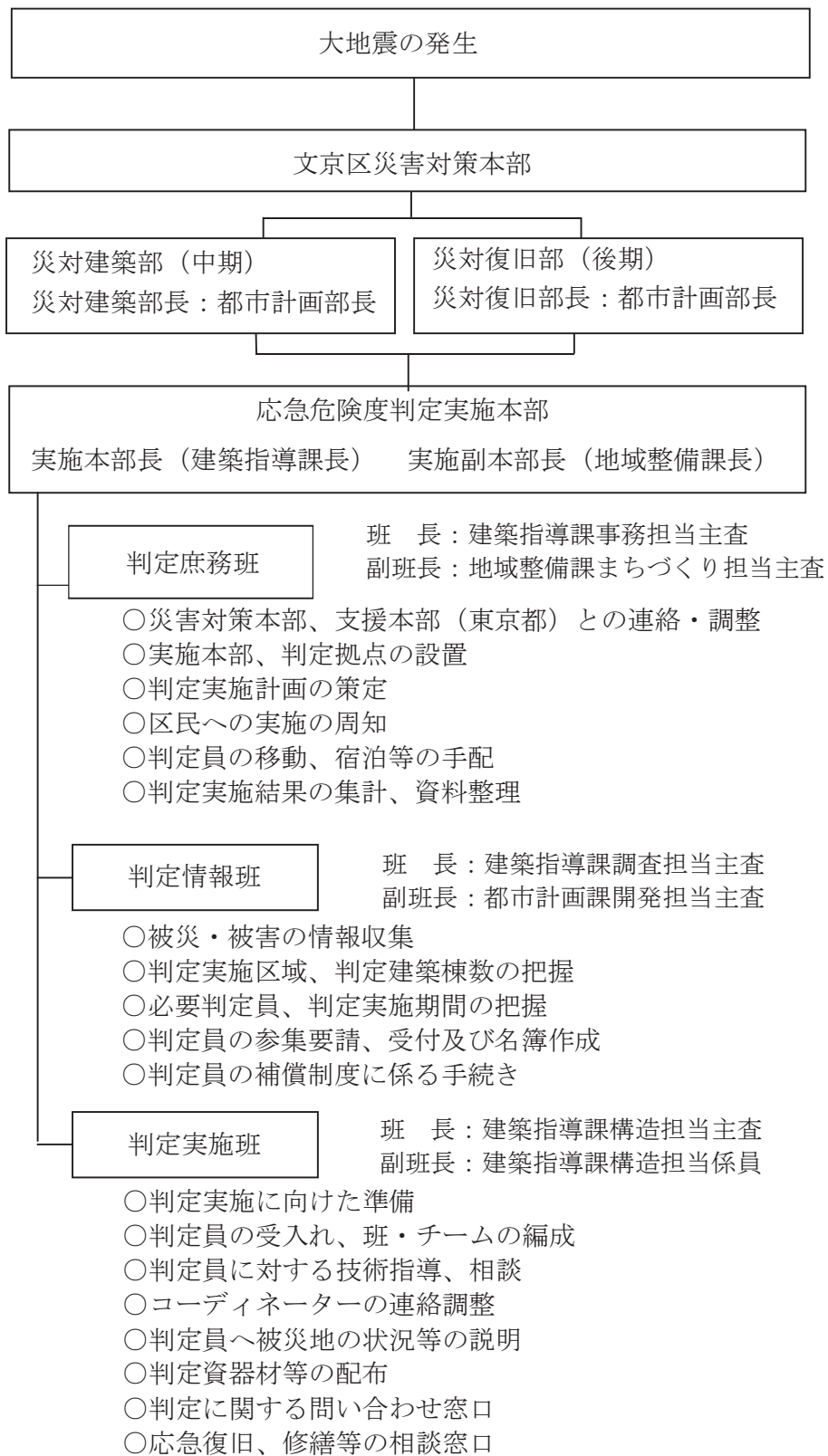


災害関連情報については、都県、国、市区町村、関係機関から、メディア等を通じて、随時行う。

- ← 都県や国の対策等の情報の流れ
- ← 一時滞在施設開設等の情報の流れ

一時滞在施設運営のフロー(例)

## 第20 応急危険度判定実施本部組織図



## 第21 災害救助法による救助の程度、方法及び期間の早見表（災害救助法施行規則）

（平成30年10月1日現在）

救助の種類	対 象	費用の限度額等	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	（基本額） 避難所設置費 1日1人当たり 320円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内  （ただし、 内閣総理大臣の承認により 期間延長あり）	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上げ費又は購入費、光熱水費 並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者の健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼、又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型仮設住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 5,610,000円以内 3 建設型仮設住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内着工  （ただし、 内閣総理大臣の承認により 着工期間の延長あり）	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、5,610,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。（50戸未満であっても小規模な施設を設置できる） 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設施設」を設置できる。 4 供与期間は2年以内
		○借上型仮設住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額		災害発生の日から速やかに借上げ、提供

資料編

1 法令関係

救助の種類	対 象	費用の限度額等	期 間	備 考							
炊き出し その他による食品の供与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,140円以内	災害発生の日から7日以内  ただし、 内閣総理大臣の承認により 期間延長あり	食品供与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)							
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水、又は炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内  ただし、 内閣総理大臣の承認により 期間延長あり	輸送費、人件費は別途計上							
被服、寝具その他、生活必需品の供与、又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは破損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏期(4月～9月)冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内  ただし、 内閣総理大臣の承認により 期間延長あり	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること							
				区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
				全壊 全焼 流出	夏	18,500	23,800	35,100	42,000	53,200	7,800
					冬	30,600	39,700	55,200	64,500	81,200	11,200
				半壊 半焼 床上浸水	夏	6,000	8,100	12,200	14,800	18,700	2,600
冬	9,800	12,800	18,100		21,500	27,100	3,500				



救助の種類	対 象	費用の限度額等	期 間	備 考
医 療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内  (ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり)	患者等の移送費は、別途計上
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者 (出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産婦による場合は慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内  (ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり)	妊婦等の移送日は別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内  (ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり)	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は別途計上
被災した住宅の応急修理	1 住宅が半壊(焼)し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住宅が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分  1 世帯当りの限度額 584,000 円以内	災害発生の日から1ヵ月以内  (ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり)	
学用品の給与	住宅の全壊(焼)流失半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は棄損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人あたり次の金額以内 小学校児童 4,400円 中学校生徒 4,700円 高等学校生徒 5,100円	災害発生の日から(教科書) 1ヵ月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内  (ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり)	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。

## 資料編

## 1 法令関係

救助の種類	対 象	費用の限度額等	期 間	備 考
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12歳以上） 211,300円以内 小人（12歳未満） 168,900円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者でも対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の実情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 一体当たり3,400円以内  一時保存 （既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 一体当たり 5,300円以内）  検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内  （ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり）	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 1 世帯当たり 135,400円以内	災害発生の日から10日以内  （ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり）	
輸送費及び賃金 職員等 雇上費	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内  （ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり）	
実費弁償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は、別途に定める額

救助の種類	対 象	費用の限度額等	期 間	備 考
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕費） 5 使用料及び賃貸料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。 イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万円超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト 5億円を超える部分の金額については100分の4	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。

※この基準によって救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

## 第22 激甚災害指定基準

昭和37年12月7日中央防災会議が決定した基準であり、国が特別の財政援助等の措置を行う必要がある事業の種類別に次のように基準を定めている。

適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
法第2章（公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助）	次のいずれかに該当する災害 (A基準) 事業費査定見込額が全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額のおおむね0.5%を超える災害 (B基準) 事業費査定見込額が全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額のおおむね0.2%を超える災害 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの 1 都道府県負担事業の事業費査定見込額が当該都道府県の当該年度の標準税収入の25%をこえる災害 2 一の都道府県内の市町村負担事業の事業費査定見込総額が当該都道府県内全市町村の当該年度の標準税収入総額の5%をこえる災害
法第12条、第13条、第15条 （中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等）	次のいずれかに該当する災害 (A基準) 中小企業関係被害額が当該年度の全国中小企業所得推定額（第2次産業及び第3次産業国民所得に中小企業附加価値率及び中小企業販売率を乗じて推計した額。以下同じ。）のおおむね0.2%を超える災害 (B基準) 中小企業関係被害額が当該年度の全国中小企業所得推定額の0.06%を超える災害であり、かつ、一の都道府県内の当該災害に係る中小企業関係被害額が当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額の2%を超える災害 ただし、火災の場合又は法第12条の適用がある場合の全国中小企業所得推定額に対する被害の実情に応じ特例措置を講ずることがある。
法第16条（公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助）、17条・18条（私立学校施設災害復旧事業の補助）及び19条（市町村施行の感染症予防事業に関する負担の特例）	法第2章の措置が適用される激甚災害。ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合を除く。

適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
<p>法第22条（罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例）</p>	<p>次のいずれかに該当する災害 (A基準) 滅失住宅戸数が被災地全域でおおむね 4,000戸以上の災害 (B基準) 次の1、2のいずれかに該当する災害 ただし、火災の場合の被災地全域の滅失戸数は、被害実情に応じた特例的措置を講ずることがある。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 滅失住宅戸数が被災地全域でおおむね 2,000戸以上 一市町村の区域内で 200戸以上又はその区域内の住宅戸数の1割以上の災害</li> <li>2 滅失住宅戸数が被災地全域で 1,200戸以上であり、かつ、一市町村の区域内で 400戸以上又はその区域内の住宅戸数の2割以上の災害</li> </ol>
<p>法第24条（小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等）</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については法第2章の措置が適用される災害</li> <li>2 農地及び農業用施設等小災害に係る措置については法第5条の措置が適用される災害</li> </ol>
<p>上記以外の措置</p>	<p>災害発生のとど災害の実情に応じ個別に考慮</p>

## 第23 局地激甚災害指定基準

災害を市町村段階の被害の規模でとらえ、激甚災害として指定するため、昭和43年11月22日中央防災会議が次のように基準を定めている。

局地的激甚災害指定基準	適用すべき措置
<p>(公共施設災害関係)</p> <p>当該市町村負担の当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（法第3条第1項第1号及び第3号～第14号の事業）の査定事業費の額が当該市町村の標準税収入の50%を超える市町村（当該査定事業費 1,000万円未満を除く）が1以上ある災害。ただし、その該当市町村ごとの査定事業費の額の合算額が、おおむね1億円未満を除く。</p>	<p>1 法第3条第1項各号に掲げる事業のうち、左の市町村が当該災害によりその費用を負担するもの及び法第4条第5項に規定する地方公共団体以外の者が設置した施設に係るものについて法第2章の措置</p> <p>2 左の市町村が当該災害につき発行を許可された公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る地方債について法第24条第1項、第3項及び第4項の措置</p>
<p>(中小企業施設災害関係)</p> <p>当該市町村の区域内の当該災害に係る中小企業関係被害額が当該市町村の当該年度の中小企業所得推定額の10%を超える市町村（当該被害額 1,000万円未満を除く）が1以上ある災害。ただし、その該当市町村ごとの当該被害額の合算額がおおむね 5,000万円未満を除く。</p>	<p>左の市町村の区域内で中小企業者が必要とする当該災害復旧資金等に係る法第12条、第13条及び第15条の措置</p>

## 第24 文京区東海地震注意情報及び警戒宣言に伴う職員の非常配備体制の設置要綱

### (目的)

第一条 この要綱は、警戒宣言、地震予知情報に伴う社会的混乱の発生防止を図るとともに、東海地震による被害を最小限にいとめるため、文京区職員の非常配備態勢について必要な事項を定めることを目的とする。

### (用語の定義)

第二条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 東海地震注意情報 気象業務法（昭和27年法律第165号）第11条の2に定める気象庁長官の任務の遂行にあたり、観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発する情報をいう。
- (2) 警戒宣言 大規模地震対策特別措置法第9条に基づき内閣総理大臣が発する地震災害に関する警戒宣言をいう。

### (編成員)

第三条 非常配備態勢の編成員は全職員とする。ただし、病弱者並びに中学生以下の子ども、介助者の必要な高齢者、病弱者及び障害者をかかえている職員は編成員から除く。

### (編成員の構成)

第四条 非常配備態勢の編成員の構成は次のとおりとする。

- (1) 課長相当職以上の職員
- (2) 文京区災害時における臨時非常配備態勢の編成員（以下「臨時非常配備態勢の編成員」という。）
- (3) 上記以外の職員（以下「一般職員」という。）

### (職務)

第五条 この要綱に基づき非常配備態勢につく編成員の職務は、文京区地域防災計画「警戒宣言に伴う対応措置」に定めるところによる。

### (非常配備態勢)

第六条 非常配備態勢は次のとおりとする。

- (1) 東海地震注意情報が発表された場合

	勤務時間内に発表の場合		勤務時間外に発表の場合
	勤務時間内	勤務時間外に及ぶ場合	
課長相当職以上の職員	一部職員は、警戒宣言に備え準備活動に入る。	勤務時間終了後は、東海地震注意情報が解除されるまで全員準備活動に入る。	東海地震注意情報の発表を知ったときは、全員登庁して準備活動に入る。
一般職員	同上	同上	東海地震注意情報の発表を知ったときは、第1班の職員は登庁して準備活動に入る。
臨時非常配備態勢の編成員	一部編成員は、警戒宣言に備え準備活動に入る。	同上	東海地震注意情報の発表を知ったときは、班長補佐以上の編成員は登庁して準備活動に入る。

資料編

1 法令関係

(2) 警戒宣言が発せられた場合

1) 数時間以内に地震が発生する恐れのある場合

	勤務時間内に発せられた場合		勤務時間外に 発せられた場合
	勤務時間内	勤務時間外に及ぶ場合	
課長相当職 以上の職員	一部職員は、災害対策本部の業務に従事する。	勤務時間終了後は、全員災害対策本部の業務に従事する。	全員災害対策本部の業務に従事する。
一般職員	同上	同上	1 第1班の職員は、直ちに災害対策本部の業務に従事する。 2 第2班及び第3班の職員は、警戒宣言の発せられたことを知ったときは、登庁して災害対策本部の業務に従事する。
臨時非常配備態勢の編 成員	一部編成員は、災害対策本部の業務に従事する。	同上	1 班長補佐以上の編成員は、直ちに災害対策本部の業務に従事する。 2 その他の編成員は、警戒宣言の発せられたことを知ったときは登庁して災害対策本部の業務に従事する。

2) 2、3日以内に地震が発生する恐れのある場合

	勤務時間内に発せられた場合		勤務時間外に 発せられた場合
	勤務時間内	勤務時間外に及ぶ場合	
課長相当職 以上の職員	一部職員は、災害対策本部の業務に従事する。	勤務時間終了後は、解除宣言が発せられるまで、全員災害対策本部の業務に従事する。	全員、解除宣言が発せられるまで、全員災害対策本部の業務に従事する。
一般職員	同上	1 勤務時間終了後は、翌日の午前8時30分まで第1班の職員が災害対策本部の業務に従事する。 2 以後は順次、第2班、第3班の職員が災害対策本部の業務に従事する。	1 第1班の職員は、翌日の午前8時30分まで災害対策本部の業務に従事する。 2 以後は順次、第2班、第3班の職員が災害対策本部の業務に従事する。
臨時非常配備態勢の編 成員	一部編成員は、災害対策本部の業務に従事する。	勤務時間終了後は自宅で待機する。	1 班長補佐以上の編成員は、翌日の午前8時30分まで災害対策本部の業務に従事する。 2 2日以後は、勤務時間終了後は全員自宅で待機する。



(解 除)

第7条 次の各号に掲げる場合は、非常配備態勢を解除する。

- (1) 東海地震注意情報が解除になった場合
- (2) 警戒解除宣言が発せられた場合

(委 任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、昭和56年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成15年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成16年1月5日から適用する。